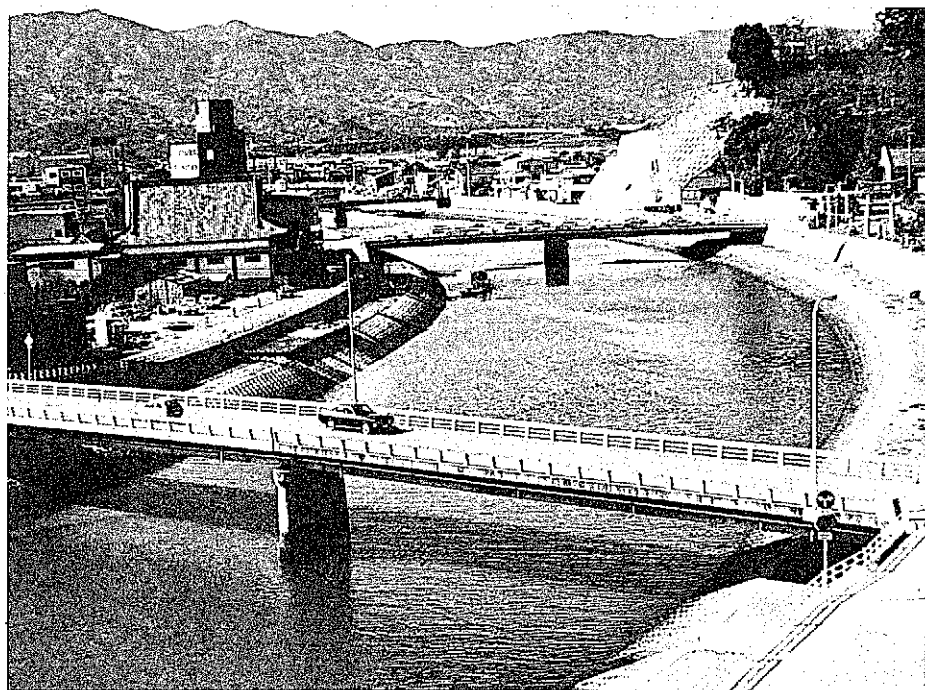


第七章 県土の保全



昭和42年災害で大きな被害を受け、2倍に拡幅強化された伊万里川

第七章 県土の保全

一 概 説

終戦後の郷土は、長い間の戦争によって荒廢し、戦地からの復員や引揚げによる人口の増加により、深刻な衣食住の不足をきたし、そのため森林の乱伐、山野の乱開墾等が行われた。

このような状況の中で、昭和二十年九月來襲した枕崎台風、二十三年の豪雨、二十四年のジュディス台風、二十八年の豪雨など連続して大きい災害に見舞われたため県土の復興よりも災害復旧が主体となった。

本県の河川は、県の全面積に対する低地面積の比率が九州各県に比べ高く、また河川密度も高く、五十年八月現在一級河川二五五本、二級河川一六〇本となっている。これらのうち、嘉瀬川水系、六角川水系等は佐賀平野を流れ、干満の差が最大六mに達するという有明海にそそぐ。このため高潮時には、河川水が海面より低いという極めて排水効率が悪く、しかも、有明海特有の軟弱地盤であることが本県の河川を代表する特徴である。したがって、河川の維持管理及び改修事業は、その行政面、技術面、財政面から多くの困難な問題を有しているが、三十五年に治山治水緊急措置法の制定により、筑後川・六角川・松浦川・嘉瀬川および県管理の中小河川改修、小規模河川改修、局部改良事業が実施されてその整備が行われた。

一方、治山は二十四年の大災害を契機として、事業量も増大し、行政機構も拡充され、三十五年から国の治山事業計画にそって、県の治山事業も樹立され、災害に際しては緊急治山事業として施行された。また本県では、他県より早く二十五年から国庫補助対象外の治山事業を県単独事業として施行し、三十四年からの治山事業も災害後の復旧事業からさらに進んで予防治山事業が実施された。

本県の藤津郡の一部を除く一帯は第三紀層からなり、この上に玄武岩の地層が重なり、この二つの層を境としてすべるいわゆる「北松型地すべり」がしばしば発生した。国は、本県で三十二年に発生した人形石山の地すべりに対処して行った県単独事業の助成を事例として三十三年地すべり等防止法を制定し、本格的に本事業を開始した。

また、白石地方は他県に類をみない地盤沈下がはげしく、この原因は、農業用水を地下水に依存していることにその誘因があるとされている。三十二年頃までは、年間二cm程度の沈下であったが、四十年には四cmを越え、四十五年までの平均沈下量は七cmを越えた。県はこの地盤沈下対策のため、三十七年以降四十九年まで調査を進めてきた。この結果、四十三年度から被害地域の排水対策事業等地盤沈下対策事業に取り組み、工事が進められ今日に至っている。

本県の石炭採掘は今から二六〇年前に東松浦郡北波多村で最初に石炭が発見されたことに始まるとされている。石炭の埋蔵量は一〇億tとも

いわれ、その生産量も三十五年には三〇〇万tにのぼったが、エネルギー革命により以後石炭は衰微の一途をたどり、四十七年には、かつて七〇近くを数えた炭鉱もすべて閉山した。

一方、炭鉱閉山後は、地盤沈下による鉱害が残され、年々増大する農地、家屋等の復旧に関係者の努力がはらわれ、五十年程度までの被害認定は農地で三、一八四ha、家屋で三、一五九戸となっている。この復旧のため、国は、二十五年特別鉱害復旧臨時措置法、二十七年に臨時石炭鉱害復旧法を制定し、その復旧に当たってきた。

本県の海岸は、有明海及び玄界灘の二つの海岸に面している。有明海岸は干拓事業によって造成された人工海岸が主であり、地盤が軟弱で安定性に乏しく年々老朽化が進んでいるため、背後の耕地は常に高潮災害等におびえている。一方、玄界灘の北部海岸は、屈曲に富んだリアス式の海岸が多く、天然の良港をかかえている。従来の海岸管理は、港湾・漁港・高潮対策等の助成事業で行われていたが、海岸管理の責任を明らかにすると共に、保全施設の整備強化をはかるため、昭和三十一年に海岸法が制定され、海岸保全区域一七八・五kmの整備がはかられている。

戦後、たび重なる災害の発生により、昭和三十六年に災害対策基本法が制定され、これに基づき県では防災課の新設、三十七年に県防災会議条例・県災害対策本部条例等を制定し、防災組織の確立がはかられた。また三十八年には防災計画が作成され、災害予防、災害応急対策・災害復旧について、総合的な長期的災害対策が推進されている。

以上のように、治山治水をはじめとして、各分野において県土の保全がはかられている。

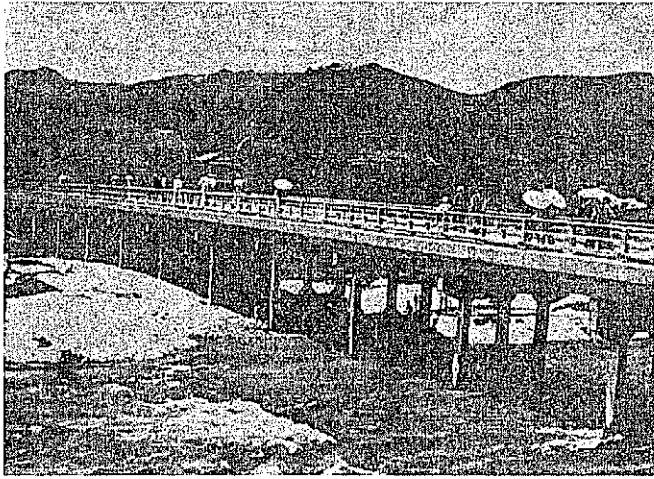
二 終戦直後の郷土

戦争により靡きよと化した国土の再建は、せばめられた国土に、外地からの復員、引揚げによる人口の増加、低下した経済力、深刻な衣食住の不足など、きびしい社会情勢をむかえ、なかなか容易ではなかった。

主要都市は、戦災により壊滅的な打撃をうけ、統制経済・物資不足・インフレの混乱の中で、経済復興の施策は、食糧や応急住宅の確保、戦災者・引揚者・復員者への厚生援護など、当面の戦後処理に向けられた。戦争によって疲弊し、あるいは破壊された社会資本の復興は着手が遅れ、終戦直後は、物資輸送の動脈となる幹線道路の補修や、仮設住宅の建設など、緊急を要する応急対策にとどまり、本格的な国土の建設は、二十年代後半から始められた。

道路 終戦直後の県内道路の状況は、国道二号（現三号）線をはじめ、国・県道あわせて一六三路線の総延長約一、三〇〇kmで、改良率三七・九％、舗装率三・四％であった。戦時中酷使され、荒れるにまかされていた県内の道路は、連合軍の進駐と共にその占領政策にしたがって、国道二号線・国道二五号（現三四号）線、国道三三号（現三五号）線、特殊一七号（現県道岩屋川内郷野温泉停車場）線、県道神崎久留米（現小城北茂安）線の五路線が軍の基地を結ぶ道路として指定され、進駐軍よりこれらの道路（当時砂利道）の緊急な補修整備が要請された。

この要請に対処し、二十一年二月、県職員が米軍工作隊に配属され、福岡県内の米軍基地において、土木工作機械の実習が行われた。同年九月には、米軍よりモーターグレーダー、ダンプトラックなど工作機械十



流失前の官人橋

数台が貸与され、米軍の監督のもとに指定道路の維持補修が実施された。このように終戦直後の道路事業は、砂利道の維持補修に追われ、その整備状況は、国道二五号線のうち、佐賀鳥栖間の一部と、その他戦時中より継続施工中の数か所で行われていたが、極端な資材不足で事業の進捗よくは意の如くすすまなかった。その後、二十年代の道路整備は、米軍の貸与機械を利用し、県の直営による補修が主に行われた。

都市計画 戦争により破壊された都市の復興は、国土再建の緊急課題であった。戦後まもなく、内務省国土局において、過大都市の抑制、地方都市の振興、農業及び農村工業の振興を基本とする国土計画が定められた。この基本計画にしたがって、新農耕地の開発と、これに伴う帰農

者対策を大都市復興に優先させようとする、中小都市の振興を根幹とした「戦災地復興計画基本方針」が閣議決定された。この方針にしたがって、全国の戦災各都市において、戦災復興区画整理事業が逐次すすめられることになり、この事業が戦後の都市づくりの基礎となった。このような状況の中で、本県では、終戦と共に流入した外地から

の引揚者、復員者、県外からの疎開者などのため人口が急増し、これらの人々への厚生援護、住宅の確保、教育施設の整備などの対策に追われたことや、県内の各都市が戦災を免がれたために、戦前の街路、家屋がそのまま残存し、都市計画策定の障害となって、他の県にみられるような戦災復興事業による計画的な都市の整備は行われなかった。戦後の都市計画は、街路の整備、住宅地の確保などを重点施策としながらも、戦時中の防火帯として残された疎開家屋跡地を利用した、街路事業が唐津市で行われただけで、本県においてはその出発が遅れた。

河川・海岸 県内の河川は、藩政時代の成富兵庫によって築かれた治水方式を基礎として、昭和十七年頃までに逐次改修がすすめられてきたが、戦争と共に、財政難に加え資材労力の不足により、ほとんど放置されていた。終戦直後における県内の河川事業としては、直轄河川である筑後川の改修が、明治二十九年から継続して施行されていただけである。また、海岸については、とくに有明海において、干満差の大きさ、台風の進路、干拓による造成などにより、高潮災害の危険にさらされながら放置されていた。このように戦時下においては、河川・海岸の整備が行われなかったために、荒廃の一途をたどり、終戦直後の二十年代における再三にわたる豪雨災害の発生となった。

港湾 戦時中における県内の港湾整備は、事実上休止状態が続き、貿易の激減、船舶の徴用、施設の荒廃などにより、終戦時には、港湾における貨物の取扱量は極度に低落していた。

終戦直後の港湾施設の概況は、第二種重要港湾として唐津・伊万里の二港が、また指定港湾として住ノ江・諸富・呼子の三港があったが、港湾施設としては公共の物揚場、岸壁等の機能施設はほとんどなく、ただ

唐津港の大島地区における石炭積出しの荷役機能としての岸壁・貯炭場・クレーン等の施設と、西港の現在の水産ふ頭の旧施設としての物揚場上屋などがあつたに過ぎない。伊万里港では、瀬戸の漁港施設が整備されてきたが、その他は石炭の積出しを目的とした炭鉦の専用施設が主であり、また住ノ江・諸富・呼子港においても公共施設はなく、住ノ江港における石炭の積出しは、不経済な沖荷役による方法がとられていた。

戦後の港湾事業は、全国的には戦災復興事業としての戦災港湾の復旧に重点がおかれたが、県内では、国の経済復興計画の一環としての食糧石炭の増産対策が実施されるに伴って、その投資が高まっていた。

住宅 終戦と共に衣食住のすべてが不足する中で、とくに住宅の不足は都市地域においていちじるしく、戦災・強制疎開による大量の住宅の滅失や、外地からの引揚、復員が集中したため、全国で約四二〇万户程度の住宅が不足したと推定されている。

当時、臨時応急につくられたバラック建の仮小屋、非住宅など住宅以外の建物に住んでいた人が、全国で約五万世帯にも達していた。本県では、佐賀市・鳥栖町の一部での空襲による被災や、佐賀市・唐津市における家屋の強制疎開があつたものの、戦災による住宅の被害は大きなものではなかった。むしろ戦災を免がれたことと食糧事情が比較的恵まれていたことよつて、疎開者・復員者・約四万二、〇〇〇世帯・二万五、〇〇〇人といわれる引揚者が定着し、昭和十九年の県人口約七〇万五、〇〇〇人が、二十一年には約八五万六、〇〇〇人と急増し、住宅不足にますます拍車をかけることになった。とくに、終戦の年には、この冬を如何にして越すかということが問題となり、この対策として、

「元軍用地建物物の応急利用」についての緊急措置が行われることになり、これによつて、佐賀郡高木瀬村の旧陸軍兵舎跡をベニヤ板の急あつらえて間仕切壁を設け、引揚者被災者など約五六〇世帯を収容し、また唐津市二夕子の松濤寮に六〇世帯、その他県内各地の応急施設にそれぞれ収容され、多くの人達が知人を頼つて間借りするなど、同居生活を余儀なくされた。

二十三年の住宅統計調査によると、県内で約二万一、〇〇〇戸が不足し、バラック建の仮小屋に兩露をしのいだ人々は約三、〇〇〇世帯（普通世帯の一・七％）におよび、また、親戚や知人を頼つて同居した世帯も一四％に達し、他県に比べ高い率を示している。このように、終戦直後の数年間県民の多くがバラック建のすき間風に震えながら、あるいは肩身の狭い思いを強いられながら過していた。



引揚者住宅（鳥栖市）

三 災害の発生と災害復旧

本県の過去の災害をみると、そのほとんどが梅雨期を中心とした集中

豪雨と、台風による暴風雨に起因している。

戦後は、いち早く来襲した二十年九月の枕崎台風につづいて、二十三年九月の豪雨、二十四年八月のジュディス台風、二十八年六月豪雨など、ほぼ連続して大きい災害に見舞われた。

まず梅雨期の豪雨、これには全県下にわたるものと局地的な集中豪雨とがあるが、前者には二十八年六月の西日本全域にわたった豪雨があり、後者には、三十七年七月の鹿島・太良地方、三十八年六月の富士・三瀬地方、四十二年七月の伊万里・有田地方を襲った集中豪雨がある。

また、台風についてみると、佐賀地方気象台の調べでは、昭和二十年以降五十年まで佐賀県に何らかの影響をもたらした台風は九〇個（年平均三個）で、そのうち犠牲者をもなったもの、あるいは住家被害の大きかったもの（全半壊流失一〇〇戸以上、または浸水家屋一、〇〇〇戸以上）は一五個であった。

台風による戦後の死者・行方不明者は、本県で二一六人にのぼるが、その九割にあたる一九六人は、二十年の枕崎台風と二十四年のジュディス台風によるものであった。

また、有明海は干満の差が大きく、その差六mに達することがあるが、台風が満潮時と重なると干拓堤防は大きい痛手を受ける。

三十一年の台風九号・十二号、三十四年の台風十四号では、有明海の干拓は壊滅的な大打撃を受けた。

さらに本県は、その地質の関係で地すべり危険地域も多く、大きい被害をもたらしたものとして、二十六年の山代町乙女（伊万里市）二十八年の切木村瓜ヶ坂（肥前町）、三十二年の伊万里市人形石山、三十七年

の太良町亀の浦の地すべりがあり、この四件で六六人の犠牲者を出している。

以下、本県を襲った主な災害について述べる。

(一) 枕崎台風（二十年九月）

戦後間もない二十年九月十七日、枕崎台風が本県を襲った。

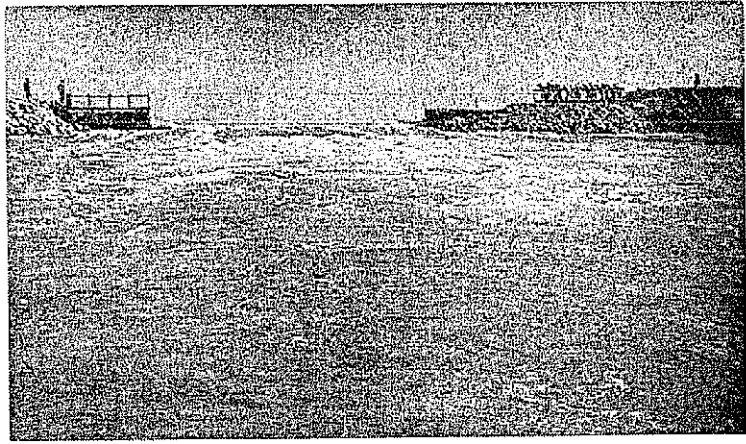
この台風は気圧九一七以下以下の猛烈台風で、十七日朝、鹿児島県枕崎に上陸、宮崎県から瀬戸内海を通り近畿地方へ向ったが、台風の勢力が大きく、これに伴った豪雨のため本県は大きい災害を被り、戦後の食糧も物資もない混乱期に大打撃をあたえた。

十六日夜から降り始めに雨は、十七日に入って風が加わり正午過ぎ暴風雨となって夜半過ぎまで吹き荒れ、雨は十八日朝まで断続的に降り続いた。

佐賀での最低気圧九六八・二割、最大風速一八・八m、瞬間最大風速は二九mで、県内の雨量は、三瀬方面で五〇〇mm以上、東松浦郡入野方面も三〇〇mmを越え、平埴部は割合少なく一〇〇mm前後であった。

このため、小城・佐賀・神埼・三養基方面では河川がはん溢し、堤防は随所で決壊して泥海と化し、水稲はもち論、そ菜類の被害も大きく、また玄海・有明方面では、風害のため水産・漁船の被害も大で、機帆船の沈没・大破・流失など一〇五隻に及んだ。

この台風被害は、死者五八人、行方不明四三人、負傷者三〇人、住家の倒壊流失五一四戸、浸水家屋四、五五七戸で、佐賀郡春日村駄市川原地区（大和町）では、家もろとも嘉瀬川の濁流に吞まれ、八人が水死するなど、各地で惨事があり、川上の官人橋やその下流の名護屋橋もこの



枕崎台風で決壊した県営有明干拓北縦堤

とき流失した。

当時の沖森知事は、この台風の被害について県議会で次のように説明している。

本年災害は、主として去る九月十七日および十八日における台風に伴う豪雨出水による被害であります。本年八月中旬までは、まづ順調な天候が経過しておりましたが、八月下旬以降は連続的な降雨となりましたため、河川流域山地、ほとんど飽和状態となっておりましたところ、九月十七日正午頃より北東の猛烈なる台風が襲来し同夜十一時頃

まで吹き続いたのであります。加うるに十六日夜半より降り始めた豪雨は十八日朝まで続き……(中略)

主なる被害の状況を見ますに、まづ土木関係におきましては、河川において、城原川一六箇所、田手川一〇箇所、嘉瀬川一三箇所、多布施川九箇所が破壊等であります。河川沿い道路もまた同様、各所に欠損流出し、山間部にありては山地の崩壊により埋没せるもの相次いで生じ、佐賀浜崎線六五箇所、古湯福岡線三九箇所、佐賀福岡線二七箇所、三瀬佐賀線一八箇所、三瀬神埼線一七箇所の被害を見ております。橋りょうの被害は主として橋台の流失による落橋流失等にして、

その大なるもの約四〇箇所に及んでおります。

また耕地関係におきましては流失埋没せる耕地面積四、六六五町歩、畑一〇六町歩、畦畔の決壊九〇町歩、その他農用公共施設たる溜池、井堰、橋りょう等の流失決壊せるもの一、三四四箇所、水路農道等の被害総延長九万六、〇三〇間を数えるに至っております。また林野方面におきましては、城原川、嘉瀬川、玉島川及び松浦川の各上流において特に被害甚しく、立木の倒壊並に無数の山腹崩壊によりまして流下せる土砂転石は、河川の増水度を更に累加はん蓋せしめ、山潮的洪水となり林道並に各種林業施設を流失決壊せしめるに至りました。なお県立学校をはじめ、県有建物並に警察電話にも相当の被害を被りました。(以下略)

「昭和二十年県議会速記録」

また、有明干拓は、昭和八年三月着工以来、軟弱地盤と戦いながら、ようやく十八年に潮止工事を完了し、綿、芋などの植付けが始まった矢先であったが、この台風で堤防が八〇mにわたって決壊し、地盤が深くえぐり取られた。この痛手は、関係者に干拓事業の困難さに対する認識をさらに新たにさせ、県議会においても、この事業の国営移管論が高まった。その後、知事・県議会議長などの関係者が国に対して、その切々たる窮状を訴えつづけ、遂に二十二年三月、国営事業に移管され、今日の一、〇七四haの美田の完成を見るに至った。

(二) 昭和二十三年九月豪雨

二十三年は、天候が不順で七月六日にも前線通過による大雨で、死者五人、行方不明一人、負傷者一五人、家屋の倒壊流失二六戸、浸水家屋一万二、九三六戸という被害が出た。

さらに九月に入って、低気圧から伸びる不連続線の影響で八日頃から雨が降り始め、十一日夕刻から十二日早暁にかけて県下に豪雨を降ら

せ、十一日の日雨量は、佐賀二〇二・三mm、鳥栖一七三・〇mm、北多久二二〇・五mm、嬉野二三三・五mmに達した。

この雨で、七月災害の復旧途上にあつた小城郡、東西松浦郡、杵島郡ではばく大な被害を出した。県下の被害は死者七八人（小城一、東松浦一九、西松浦五六、杵島一、藤津一）、行方不明一〇人、負傷者八〇人にのぼり、家屋の倒壊流失四五三戸、浸水家屋二万二、七二〇戸で、道路の決壊一二六か所、橋りょう流失四五か所、堤防決壊四八九か所のほか、田畑の流失埋没九九二町歩、冠水一万一、三七五町歩の被害を出し、被害総額は三九億円に達した。

九月二十二日に開会された臨時県議会では、これらの災害に対する恒久対策をとりあげ供米の減額補正を急務とし、災害復興対策について論議がなされた。そして応急復旧のための追加予算三億一、九〇〇万円が可決された。また、災害復旧は原形復旧がたてまえであったが、伊万里川の相生橋と有田川にかかる四つの橋は、災害の防止を考慮して当時の技術の粋を集め、コンクリートによる永久橋が架橋されることとなった。

そしてこの事業の遂行のため、伊万里市に橋りょう事務所がおかれ、二十六年度末に、この五橋が完成した。なお、この年の公共土木施設の査定決定事業費は七億五、〇〇〇万円であった。

(三) ジュディス台風（二十四年八月）

県庁火災から半年後の二十四年八月、ジュディス台風が来襲した。

八月十五日夜に鹿児島県志布志湾から上陸した台風は、人吉盆地の西を経て、十六日夜半、八代と水俣の間を通り、八代海へ出て十七日の

早朝、対馬の西方海上へ抜けたが、太平洋と大陸の高気圧配置に禍いされて進度は極めて緩慢となり、本県では十六日から十八日まで二昼夜にわたって暴風雨にさらされた。

佐賀の最低気圧九八三・九mm、最大風速一四・七m、瞬間最大風速二一・六mで、十四日の降り始めから十八日までの総雨量は、山間部の古湯で七六六・一mm、脊振山六九〇・一mmとなり、平地では佐賀四九五・五mm、白石四四七・八mmで、五日間に平年の年間降雨量の三か月分に相当する雨が降った。

このため県下全域に被害が続出し、死者八一九人、行方不明六人、重軽傷者二八一人、家屋の倒壊流失九七二戸、浸水家屋四万八、七八二戸におよび、田畑の流失埋没は一、五三七町歩、冠水二万六、八〇五町歩、道路決壊一二二か所、橋りょう流失四六九か所、堤防決壊一、四二七か所などで、とくに嘉瀬川、祇園川、城原川、田手川の流域の被害は大きく、二十年の枕崎台風後復旧された官人橋、名護屋橋を含め、橋りょうのほとんどが流失した。

九月三日には、本多国務大臣を団長とする調査団が来県、つぶさに災害の爪跡を視察し、その復旧援助を確約されたが、県は災害復旧の応急対策を九月県会に提出、知事は被害総額は六九億七、〇〇〇万円に達すると述べた。

県会では、災害の応急措置もさることながら百年の大計の下に基本的な災害予防策を樹てることが論議の焦点となった。

この年の公共土木の災害査定額は二億一、〇〇〇万円、災害復旧はこの年から原形復旧のみでなく改良を加味した復旧が国の助成の対象とされることとなり、被害が大きかった城原川が九億三、〇〇〇万円、

多良川が五、八〇〇万円を投じてこの復旧工事が実施された。

また、公共土木施設の早期復旧のため翌二十五年二月に、南山村（富士町）に古湯土木出張所、佐賀市に嘉瀬川改修事務所が設置された。

さらに治山対策として、県林務課に治山係をおき、二十五年五月、被害が大きかった古湯地区に南山森林土木出張所、小城町に小城森林土木出張所を設置してこれにあたった。

また、この台風で、湊村（唐津市）の神築島など五漁港が災害を受け、二十四年から五年間で復旧事業を行った。

四 ルース台風（二十六年十月）

グアム島付近に発生した熱帯性低気圧は次第に発達して台風となり、十月十四日十九時頃、鹿児島県西部に上陸して時速八〇kmの速さで九州を斜断、大分県から山口県を経て翌朝日本海へ抜けた。

このため佐賀地方は十四日の夕方から夜半過ぎまで暴風雨に見舞われた。佐賀での最低気圧九六三・三mm、最大風速一八m、瞬間最大風速二一・八mで、雨量は十二日から十五日までの四日間、三瀬三九五・九mm、七山二七二・九mm、唐津二七五・二mm、嬉野二九〇・三mm、伊万里二五〇・一mm、佐賀は一四八・一mmであった。

電柱が吹き倒されて停電や漏電、電話の不通などが随所にあり、河川のはん蓋など風雨による被害は全県下に及んだ。

とくに唐津・東松浦方面に多く、死者三人、負傷者一人、住家の全半壊流失四三四戸、浸水家屋五六二戸のほか、道路や橋りょうの流失、堤防決壊、田畑の冠水流失など多数におよび、漁港の被害は一二七か所におよんだ。

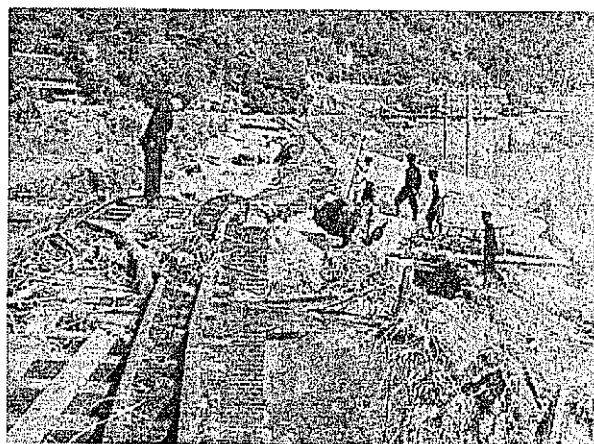
この年の災害復旧は、河川・道路など公共土木施設四五八か所、三億六、〇〇〇万円、住宅を失った被災者のため県下に市町村営災害公営住宅六四戸を建設した。

また、漁港の復旧工事は二十六年から六年間で二億七、〇〇〇万円をかけて実施した。

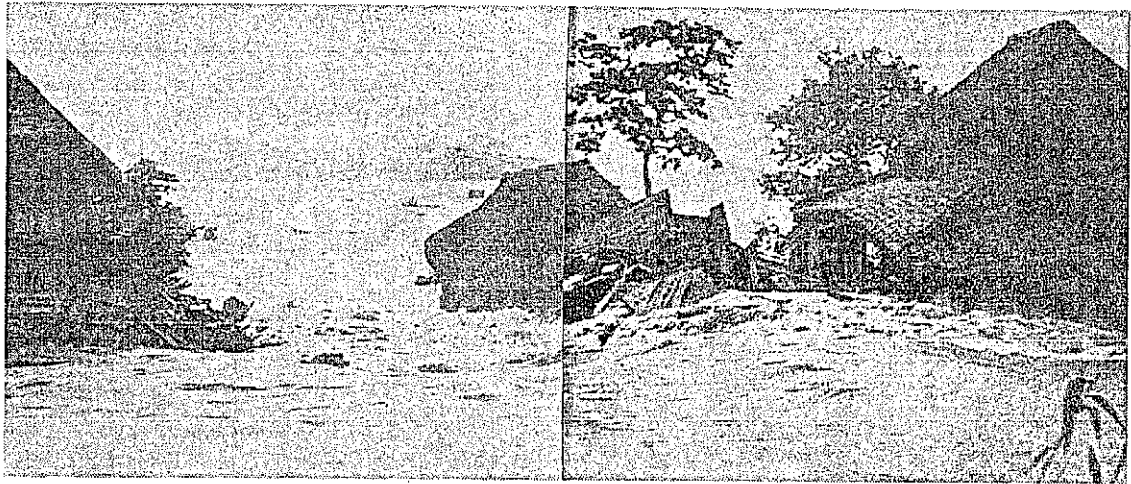
（五）昭和二十八年六月豪雨

梅雨前線の北上にともなって、佐賀地方は六月二十五日午前四時頃から雨となり、この雨は午後からますます強くなって夜半まで激しく降り続いた。

この雨を第一波として二十六日は再び朝から第二波の激しい強雨が襲い、佐賀では午後四時半頃から時間雨量七二・二mmを観測した。この二十六日までの雨量は四五〇mmに達し、被害は全県下にわたって大きくなっていったところに、二十七日朝から夜にかけて第三波の強雨に襲われ、さらに一〇〇mm以上の雨が加わった。二十八日、佐賀では小雨程度であったが、県の北西部や三瀬・古湯を中心とする山間部では一五〇mmから



唐津線松浦川橋りょうの被害



狂乱の怒濤と人家(神埼町)

二〇〇mmの第四波が襲った。

この四日間の総雨量は、鹿島・嬉野方面では五〇〇mm程度であったが、その他の平坦部では六〇〇mm、古湯・三瀬などの山間部では九〇〇mmと、一年間の約半分に相当する驚異的な雨量であった。

この雨は、梅雨前線が九州の北部と中部の間、幅一〇〇kmぐらいの狭い地域内で、北上南下を繰り返しながら活発に活動したため、大雨の区域も、佐賀、福岡、長崎各県から次第に熊本、大分県におよび、これら各県、とくに佐賀、福岡、熊本県では壊滅的な災害をひき起し、近年、史上に見られぬ大災害となった。

た。

本県の主な河川、松浦・嘉瀬・牛津・六角・塩田・城原・田手・大木川などは、二十五日夜半から二十六日朝までに、たちまち警戒水位を突破し、いたる所で堤防が決壊した。

また筑後川は、上流の熊本県小国地方一帯がこの豪雨の最多雨地帯であったため、計画水量の二倍に達する水量となり、この異常増水は各支川に逆流して、宝満、秋光、安良などの各支川が相次いで決壊した。

このはん濫水は千栗の堤塘などを破壊して筑後川本堤沿いに一路、西へ流下し、嘉瀬川・城原川・田手川などのはん濫した濁水と合流して、筑後川流域と佐賀平坦部は、文字通り一面の泥海と化した。

このため各地の通信連絡は途絶え、国鉄長崎・佐世保・唐津線の不通をはじめ、主要国・県道も切断され、水没などによる孤立部落も続出し、鍋島村・嘉瀬村(佐賀市)や旭村(鳥栖市)など約一か月も水につかった地域があった。

また、東松浦郡、小城郡、杵島郡下には、各所に地すべりが発生し、とくに切木村(肥前町)瓜ヶ坂では一瞬にして九戸が埋没、死傷者三五人を出すという惨事をひき起した。

この豪雨による県下の被害は、死者行方不明六二人、重軽傷者三三六人にのぼり、被害額は実に二四九億円に達した。

当時『六月水害日誌』として県文書広報課が記録した資料をみると、その惨状をうかがい知ることができる。

六月水害日誌

六月二十五日

○午後六時 大雨注意報



決壊堤防の仮締切り(嘉瀬川)

- 午後からの豪雨により県下各地の被害続出し、午後八時頃から次々と被害情報入手。知事以下県首脳部は直ちに知事室に集り災害対策を練る。
- 情報第一号、午後八時、久間村冬野溜池堤防危険状態。
- 午後八時半、東多久村多久川危険状態。
- 午後八時半〜十一時五十分、杵島、小城、佐賀、藤津各地方事務所、鳥栖土木出張所より情報入手。

六月二十六日

- 大雨注意報、前日に続いて発表中。
- 午前八時、知事室に災害対策本部を設く。
- 米軍佐世保基地および第四管区保安隊(大村)に飛行機その他の救援を懇請。
- 国警県本部、災害対策警備本部を設く。
- 全県重要河川決壊。
- 南茂安村坂口救援のため保安隊五百人出動。
- 県衛生部水害防疫対策要綱を発表。
- 嘉瀬川堤防決壊(四百米)で二千戸浸水、二人流さる。
- 県下各学校は、いづれも臨時休校す。
- 海上保安隊唐津警救部の救助船五隻は鬼塚、久里、鏡村に出動、屋根上の人たちを救出す。
- 午前九時、城原川堤防が決壊し(二百五十米)十戸、十一世帯を押し流した。
- 鉄道、バス等交通機関各線が不通、通信網麻痺状態。
- 東多久村古賀一区及び羽佐間両地区は二十六日朝、多久川の堤防数ヶ所決壊のため屋根まで逃れ、ロープで全員を救助。
- 唐津浄水池は、ガケ崩れのため市内は当分断水となる。
- 二十五日午前四時より二十六日午後四時までの降雨量四百五十ミリに達す。
- 各地より舟艇派遣申出、本部に殺到す。
- 午後八時、佐世保米軍基地より作戦課長、デッカーソン大尉外三名の調査団到着。

六月二十七日

- 鍋島知事は午前四時、三養基郡基里村を現地視察。
- 午前九時半、板付米空軍に出動要請。
- 基里村方面に米軍救助艇出動。
- 大村保安隊四十名が来県、浄水車で救援。
- 筑後川西第二堤防決壊、県東部では流域九村に避難準備を命ず。

○嘉瀬川決壊により避難先さらに泥海となる。
○佐賀少年刑務所も避難。

○知事は罹災者救援に応急措置をとる旨正午談話発表。県対策本部では「人命尊し」と救助に全力を尽くすべく河川の嚴重警戒を指令。午後六時臨時部長会議を開き、県の応急対策を決定。

○午後八時、保安隊第四管区竹松駐屯部隊真崎隊長以下八十二名は、舟艇十六隻を車両九台にのせ佐賀着。

○対策本部午後七時半被害状況発表。

○死者二十三名、行方不明八十四名、負傷者百十五名、住宅全壊百十八戸、同半壊二百三十三戸、同流失七十五戸、罹災概数二十一万人以上。

六月二十八日

○知事は、福岡市に滞在中の建設相を訪問、資料を提示、対策を要望した。

○篠田農林政務次官、水害地視察のため来佐。

○午後三時、またも大雨注意報発せらる。

○午後三時半、東松浦郡切木村で地すべり、九戸埋没、三十五名生埋めとなる。

○六角川の堤防つきつきに決壊、六角川刻々に増水。

○保安隊舟艇三艇基部下の救援に向う。

○知事は、米軍板付司令官に救援を打電。

○総務部長は県下の被害状況を政府に陳情のため上京。

○神埼郡千歳村五千戸濁流に没し、小学校の二階へ避難す。

六月二十九日

○南茂安村坂口の五百名救出県本部計画は三度目に成功す。

○政府は水害に備えて福岡に西日本災害対策本部を設けることを決定す。

○佐賀市に赤痢第一号発生。

○二十八日流出した神埼橋を十時間後にスピード修復す。

○戸塚建設相、県下水害地を視察。

○米軍からの救援物資到着、罹災地区へ衣類を即時配給。

○鮮魚、野菜の価格跳ね上る。入荷不足で平常の三、四割高。(以下省略)

県災害対策本部では、このように保安隊の出動、米軍の救援を受け、また舟艇を総動員して救出に努力し、県下全域に災害救助法を適用して生活必需品・衣類・寝具等を被害地へ配分し、保安隊、米軍の給水車、ろ水車により飲料水の給水をおこなった。雨があがった被災地は一面泥沼の状態であったが、県民は一斉に復旧に立ち上り、被災地には、各地からの救援物資、救援苗、モミ、野菜なども到着、田植奉仕もあった。

住宅を失った被災者には、応急住宅二六三戸を建設、ずたずたになった河川堤防は地元消防団や保安隊の手で応急復旧がなされた。ただ七月に入り再び豪雨があり応急復旧工事中の河川は再び破壊され、とくに嘉瀬川などはこのため水害発生以来一か月目によくやく締切工事が終了した。

土木関係の災害緊急査定は八月に終り、工事に着手したが、この年の公共土木施設の災害復旧費は三、〇五〇万、三、四億七〇〇万円に達した。



保安隊舟艇部隊の食糧救援 (旧三川村)

昭和20年以降の主要災害調

年月日	死者 不明	負傷	住家 (全壊 半壊 流失)	浸水家屋	原因	備考
20. 9. 17	101人	30人	514人	4,557戸	台風	枕崎台風
20. 10. 10	1	—	11	284	〃	阿久根台風
23. 5. 3	—	4	—	225	低気圧	朝鮮海峡を通過した低気圧より伸びる寒冷前線が通過したため
23. 7. 5	6	15	26	12,936	〃	日本海にあった低気圧より南々西に伸びる顕著な寒冷前線が通過したため(古湯265ミリ)
23. 9. 11 ~ 12	88	80	453	22,720	〃	朝鮮海峡を通過した低気圧より南西に伸びる顕著な寒冷前線が通過したため (佐賀255.2ミリ, 嬉野279.4ミリ) 〔9月8日~12日〕
24. 6. 21	1	30	19	—	台風	デラ台風
24. 8. 16 ~ 18	95	281	972	48,782	〃	ジュデス台風
25. 9. 13	2	—	36	918	〃	キジア台風
26. 2. 16 ~ 18	3	—	127	—		伊万里市山代町西分乙女郷人形石山地すべり
26. 6. 22	2	5	—	—		東松浦郡敵木町本山岩屋鉱業所社宅裏山くずれ
26. 7. 3 ~ 15	1	3	6	2,609	梅雨前線	豪雨
26. 10. 14	3	15	424	562	台風	ルース台風
28. 6. 4 ~ 7	2	2	18	1,218	〃	ジュデイ台風
28. 6. 中旬	62	336	997	75,948	梅雨前線	瓜ヶ坂で地すべり(入野950.5ミリ, 伊万里640ミリ, 佐賀590.6ミリ)〔6月24日~29日〕
28. 7. 8 ~ 10	—	1	7	960	〃	
29. 7. 17 ~ 19	3	1	—	2,870	〃	(佐賀340.8ミリ, 古湯313ミリ) 〔7月16日~19日〕
29. 9. 25 ~ 26	2	—	9	6,008	台風	マリー台風(15号)
30. 4. 14 ~ 17	3	—	9	7,960	低気圧	(佐賀105.4ミリ, 古湯460.0ミリ) 〔4月14日~17日〕
30. 7. 6 ~ 9	3	1	3	5,932	梅雨前線	(佐賀251.5ミリ, 北多久314.9ミリ) 〔7月5日~9日〕
30. 9. 29 ~ 30	1	3	109	47	台風	ルイズ台風(22号)
31. 8. 16 ~ 18	2	11	176	1,391	〃	パプス台風(9号)
31. 8. 27 ~ 28	1	7	31	4,083	低気圧	Lが朝鮮南岸を通過(佐賀133.3ミリ, 嬉野281.9ミリ) 〔3月27日~28日〕
31. 9. 9 ~ 10	1	11	522	817	台風	台風12号

第7章 県土の保全

年 月 日	死者 不明	負傷	住家 {全壊 半壊 流失	浸水家屋	原 因	備 考
32. 7. 1 ~ 6	3名	1名	10戸	2,232戸	梅雨前線	(佐賀369.6ミリ, 古湯585.2ミリ)〔7月1日~6日〕
32. 7. 6	7	1	13	—		伊万里市山代町西大久保人形石山地すべり
23. 7. 25 ~ 27	2	5	11	5,670	梅雨前線	諫早大水害(佐賀275.2ミリ, 古湯464.9ミリ) 〔7月24~27日〕
32. 8. 19 ~ 21	1	1	1	—	台 風	アグネス台風(7号台風)
34. 7. 7 ~ 8	1	—	—	347	梅雨前線	
34. 7. 13 ~ 16	5	4	55	2,182	〃	(佐賀161ミリ, 唐津543ミリ) 〔7月13日~15日〕
34. 9. 16 ~ 17	3	1	20	1,236	台 風	台風14号
35. 9. 18 ~ 19	1	11	4	447	低 気 圧	
36. 9. 15 ~ 16	1	—	7	—	台 風	台風18号
37. 7. 8	63	337	353	21,639	梅雨前線 熱 低	(佐賀155.1ミリ, 大浦645ミリ) 〔6月22日~7月9日〕
38. 1.	1	10	15	—	豪 雪	全 域
38. 5.	1	—	4	410	長 雨	〃
38. 6. 30	15	21	181	2,597	梅雨前線	
39. 4.	—	—	6	420	〃	全 域
40. 6. 下 7. 中	1	—	—	789	〃	〃
41. 9.	—	—	3	40	台 風	〃 台風24号接近
42. 7. 8 ~ 9	34	510	549	26,037	集中豪雨	〃 特に県西北部
43. 2. 14 ~ 21	—	—	—	—	豪 雪	〃
43. 6. 下 7. 上	—	—	—	2,082	梅雨前線	(多良中山593ミリ, 有田467ミリ, 佐賀427ミリ) 〔6.24~7.5〕
43. 7. 29	—	—	6	—	台 風	全 域 台風4号接近
43. 9. 24 ~ 25	—	1	9	10	台 風	〃 台風16号接近
44. 6. 下 7. 上	—	—	9	1,197	梅雨前線	〃 (多良中山853ミリ, 有田528ミリ, 佐賀493ミリ,)〔6.28~7.10〕
45. 8. 3	1	—	—	330	集中豪雨	(鳥栖市内153ミリ)
45. 8. 14 ~ 15	—	44	195	2,319	台 風	県南西部 台風9号斜断
46. 8. 5	—	—	1	22	台 風	全 域 台風19号縦断
47. 7. 3 ~ 13	3	19	82	25,571	梅雨前線	全 域 (佐賀538ミリ, 唐津889ミリ) 〔7.3~7.13〕

資料：消防防災課

(六) 台風九号・八月末豪雨・

台風二十号(三十一年八月〜九月)

台風九号 台風九号は、八月十六日午後、九州南西海上に近づき、夜半から十七日未明にかけて五島列島から杵岐、玄界灘を通り、午前九時頃山陰沖へ抜けた。

本県では最低気圧九六八・四認、最大風速二七m、瞬間最大風速三五mの大暴風雨となったが、この最大風速二七mは、昭和十七年八月二十七日の台風による二七・八mに次ぐもので、佐賀測候所(佐賀気象台)創立以来第四位の記録となっている。

雨は十六日昼頃から降り始め、午後四時頃から強まって、翌十七日午前九時頃までに佐賀では九二mm、北方一五三mm、有田一四五mm、仁比山六九mmの雨が降った。

この台風は不幸にも、十七日午前六時五分の有明海の満潮と重なって、南寄り二七mの暴風雨を吹きつけたため、有明海沿岸全域にわたってじん大な被害をもたらした。昭和十一年、大福搦(福富村)、南川副干拓・大正搦(川副町)、元治搦・新地籠(佐賀市)、西川副干拓(川副町)等の干拓地は堤防の決壊と越波によって海水が浸入し、一瞬にして壊滅的な打撃を受けた。

県は十六日午後八時、災害対策本部を設置し対策にあたったが、この台風によって、死者二人、負傷者一人、住家の全半壊流失一七六戸のほか、道路決壊一四七か所、橋りょう流失九か所、海岸堤防の破堤九九六m、河川堤防破堤二二二mなどの被害を受け、船舶の沈没破損は四一五隻におよび、総被害額は二七億九、〇〇〇万円に上った。

被害が大きかった福富村、太良町、諸富町、川副町に対しては、直ちに災害救助法を適用して被災者の救援にあたった。

八月末豪雨 台風九号

が県下を襲って十日目に今度は豪雨に見舞われた。雨は二十七日午前九時頃から強まり、二十八日午後三時頃まで断続して、平地で一〇〇〜一五〇mm、県の北西部で二〇〇mm前後、藤津郡では二五〇〜三〇〇mmに達し、塩田川・潮見川・浅浦川の決壊を始め、県下に多くの被害をもたらした。

行方不明一人、負傷者七人、家屋の全半壊三二戸、冠水田畑四、一三三町歩、道路決壊七六か所、橋りょう流失二六か所、河川の堤防決壊一、八九三mにおよび、被害合計五億九、〇〇〇万円にのぼった。

なお、県は被害が大きかった鹿島市、塩田町に災害救助法を適用し救助にあたった。

台風十二号 さらに九月九日夜半から十日未明にかけて台風十二号が来襲し、三たび災害が発生した。



過去10年間営々として築いてきた干拓堤防の決壊(西川副干拓)

この台風は、前の台風九号よりおよそ一〇〇kmの外側を通ったが、その勢力が強かったため、本県で気圧九八一hPa、最大風速二四・一m、瞬間最大風速三二mと、前回と同じ強さであった。

雨量は少なく、佐賀三四mm、有田六七mm、北山五四mm程度であった。

本県では、台風九号以来、低温をつづけて成育が遅れ、出穂、開花期にあたっていた水稲に大きな影響を与えるとともに、強い南東の風が十日午前零時の有明海の満潮と重なったため、昼夜兼行で復旧を急いでいた昭和搦・大福搦の被害地の堤防決壊をさらに拡大した。また、たび重なる災害によって弱体化した御大典搦（白石町）・大搦（有明村）・富山搦（鹿島市）の第一線堤防、田淵搦（福富村）・大原搦（白石町）等の第二線堤防の決壊をもたらすなど、有明海岸全域にわたって決定的な打撃を受けた。

雨量が少なかったのは不幸中の幸であったが、この災害での行方不明一人、負傷者一人、住家の全半壊流失五二二戸、道路決壊一七か所、橋りょう流失三か所、海岸堤防の破堤三九〇m、船舶の破損等七八隻の被害を受け、その被害総額は六一億九、〇〇〇万円に上った。

県は福富村、白石町に対し災害救助法を適用して救援にあたり、また地元消防団や自衛隊の援助等によって潮止めを行うなど復旧に全力をあげた。

この年の公共土木施設災害復旧費は四億三、〇〇〇万円で、漁港の災害三一か所は四年がかりで六、一九〇万円を要して復旧した。

(七) 昭和三十三年七月豪雨

本邦の南方に停滞していた梅雨前線は、七月に入るとともに北上して

九州北部に停滞し、盛んに活動するとともに、この前線にのって低気圧が次々に東進したため、西日本一帯は各地で豪雨に見舞われた。

本県では、一日夕方から雨が降り出して、三日の朝には豪雨となり、日中は小雨であったが夕方にもまた強く降った。四日は降ったり止んだりであったが、五日には雷を伴ってまた強くなり、夜は一たん止んだものの、六日再び降ったり止んだりして、夜に入ってようやく止んだ。

六日間の雨量は、佐賀の平たん部で四〇〇mm程度、山間部では五〇〇mmに達した。

このため県下では、死者三人、家屋の倒壊流失一〇戸、浸水家屋二、二二二戸、冠水田一万三、六〇四町歩をはじめ、崖くずれ、道降被害など多数の被害を生じ、総額五億七、〇〇〇万円の損害となった。

また、この雨で、杵島郡江北町の御嶽山中腹に幅三〇m、長さ五〇mの地すべりを生じたのははじめ、多久市西多久町谷では、地すべり危険のため住民が避難した。

最も大きい災害を引きおこしたのは、伊万里市西大久保西側の人形石山（四二七m）であった。

ここは三月に標高三七五mの所に一六〇mにわたる大きな裂を発見、その後、警戒を続けてきたが、降雨のたびにこのき裂は拡大した。六月末から七月はじめにかけての雨では、西久保のすぐ上にある標高二〇〇m付近が隆起をはじめ、き裂の拡大は一日二〇cm程度となり、湧水が濁るなど地すべり兆候は末期症状を見せはじめた。

雨がやると小止みになった七月六日午後四時頃、突如、人形石山の八合目三五〇mの地点から幅一五〇m、長さ五〇〇mにわたる六〇万m³の土砂が大音響とともになだれ落ち、山麓の集落に押しかぶさって、一瞬

のうちに一三戸が土砂の下に埋められた。

ここは、前夜までは近くの公民館などに避難していたが、六日には雨も小降りとなったので安心して家に帰り、この大崩壊に襲われたもので、死者一人、行方不明六人、負傷者一人の尊い犠牲者を出した。

ここは地質的に地すべりをおこし易く、昭和二十六年二月十六日にも北接地の乙女地区で地すべりを起し、死者三人、家屋埋没一九戸の被害を出したところである。

県災害対策本部では直ちに現地対策班を派遣するとともに埋没者救出のため自衛隊に派遣を要請し、大村、竹松の部隊からブルドーザーなどの施設とともに延八〇人の支援を受けて、地元消防団と協力して発掘作業を行ったが、作業は極めて難行し、約十日間程かかってやっと完了した。

(ハ) 台風十四号 (三十四年九月)

サイパン島南方海上に発生した台風十四号は、十七日午前三時に長崎県女島の西方二〇〇kmの海上に達し、五島列島と済州島の間を抜けて朝鮮海峡に入り、午後には朝鮮の釜山をかすめ日本海に入った。

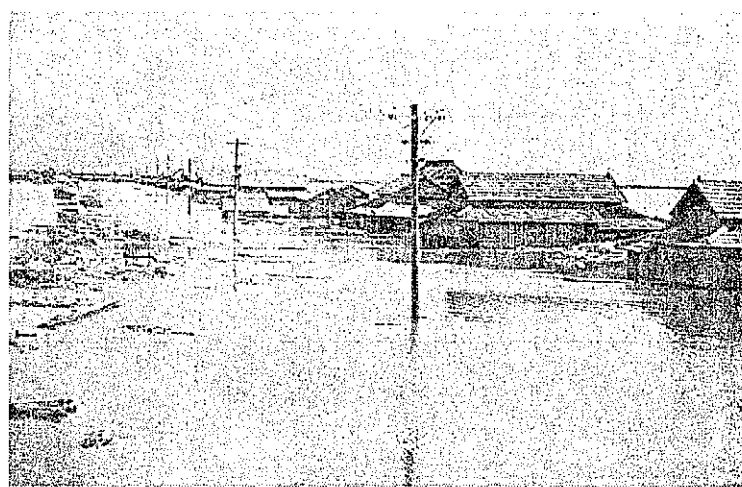
佐賀地方では十六日夜半から次第に風雨が強くなり、最低気圧九九〇・六mm、最大風速一九・三m、瞬間最大風速三〇・八mの暴風雨となった。雨量は二日間で、佐賀三〇mm、三瀬七八mm、七山九三mm、伊万里八六mmと少なかったが、十七日はちょうど旧暦八月十五日の大潮にあたり、台風の接近と九時三十分の満潮時が重なったため有明海沿岸では六m以上の高潮に襲われた。

このため、三十一年の二回にわたる台風災害の復旧が昨年終ったばかりの干拓地は、再び大きな被害を受けた。とくに昭和棚、大福棚等の干拓地は堤防の決壊で、海水が浸入し、一瞬にして壊滅的な打撃を受け、収穫前の稲作は皆無に近かった。また久保田干拓、大授棚、新地籠等でも越波等で海水が浸入し、住家、稲作ともに相当の被害を受けた。

県は、十七日午前六時に災害対策本部を設置し、台風の接近に備えたが、堤防決壊の恐れが生じたので、同十時に自衛隊の出動を要請し、被害防止と応急措置につとめた。この災害で、死者三人、負傷者一人、家屋の倒壊流失二〇戸、浸水家屋一、二、三六戸、海岸堤防決壊一八か所、河川堤防決壊三一か所、干拓堤防決壊五地区、道路決壊二か所、漁港の被害二〇港、漁船損傷二四隻など、総被害額は二三億七、〇〇〇万円に達した。

被害の最も大きい福富村に災害救助法を適用して救援にあたり、破堤か所は応急復旧で潮止めを行った。

なお、この年の災害復旧には、昭和棚、大典棚など改良復旧をとり入



泥海にうかぶ干拓農家 (大福棚)

れて実施し、漁港被害の復旧は四か年計画で四、八九八万円をかけて実施した。

(ウ) 昭和三十七年七月豪雨

七月一日から六日にかけて梅雨前線の活動が活発になり、県下で強い雨が継続的に降ったので雨量は四〇〇〜六〇〇mmに達し、各地に被害が出始めた。

この梅雨前線が一たん南下し、ほっとしたのもつかの間、七日夜半から再び雨脚は強まり、県南西部の鹿島・藤津・武雄・杵島方面では八日未明、物すごい集中豪雨となった。

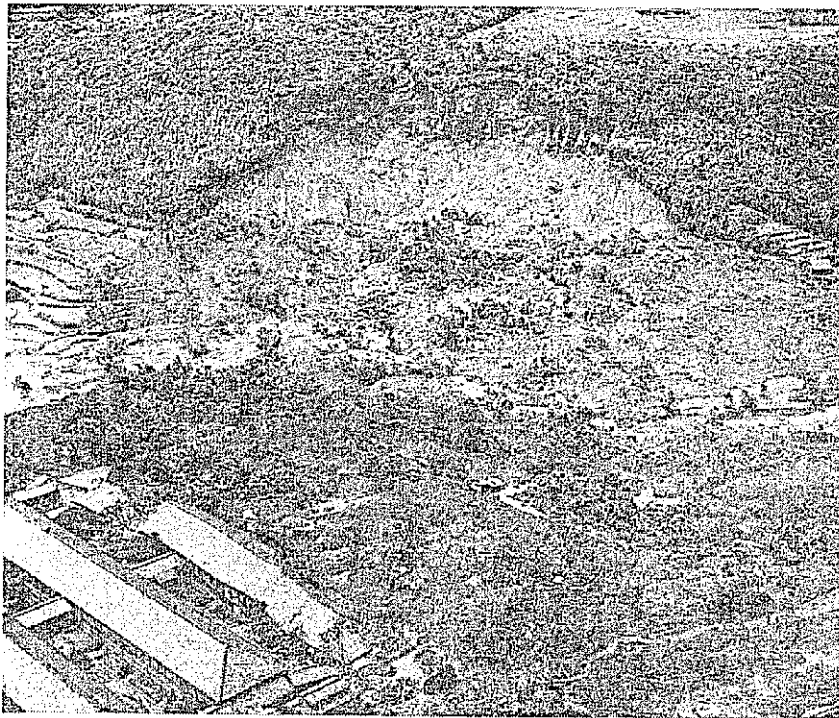
このため、塩田川・鹿島川・中川・多良川などの河川は、ほとんど寸断の形で決壊し、濁流は付近のすべてを押し流した。

鹿島市では、鹿島川・中川・浜川の決壊に加えて塩田川の決壊による濁流が市内を洗い、中心部では軒先まで水浸しとなり、八日朝八時頃から完全な孤立状態となった。また塩田町・嬉野町でも塩田川の各所の決壊で、家屋の全壊流出・浸水が相次ぎ、松浦川のはん濫による相知町の浸水、牛津川の決壊による多久・小城地区、潮見川の決壊による武雄市の浸水など各所で大きい被害を受けた。

とくにせい惨を極めたのは太良町大浦亀の浦の地すべりで、中心地の三分の一を埋没、太良町では四二人の死者・行方不明者を出した。

大浦地区の雨量は、八日午前一時から八時までの七時間で実に六〇四mm、とくに午前五時からの一時間雨量は一三二mmにも達した（国鉄鹿島保線区大浦分区の観測）。

大浦の権現山の地すべりは午前四時、この豪雨の中で発生した。



荒廃林地から押し出した土砂（太良町亀の浦）

「はじめに山（権現山）がちよっと崩れた。二、三〇秒後にどっと来た。山そのものが上下に波打って土砂が押し寄せて来た。家は高いからと安心していたら、津波は線路の土手に突き当たって向きを変え、こちらの町並みに来た。電線がブツリブツリと切れた。『逃げる』という声に夢中で駅に走った。ふりかえるともう家は跡かたもなかった。」（昭和三十七年七月九日付佐賀新聞による被災者談）

鹿島、大浦間の鉄道・国道・通信網は寸断され、現地の情報もつかめず、人命救出、応急復旧は困難をきわめたが、県の災害対策本部は、まず情報の収集に全力をつくし、大村の自衛隊一〇〇人が諒早から海岸沿いに北上、久留米の自衛隊は住の江から海路出勤、午後五時頃やっと救助の手がさしのべられた。陸上交通は全く不通のため、自衛隊のヘリコプター・漁船・救命ボートを繰り出して、空と海から、人命救助・避難・重傷者の収容・救援物資の輸送などを行った。

この災害による被害は、死者五九人、行方不明四人、重軽傷者三三七人にのぼり、家屋の全半壊流失三五三戸、浸水家屋二万一、六八六戸に達した。河川の決壊一、五〇二か所、道路埋没決壊六四一か所、橋りょう流失半壊一六四か所、水田流失埋没一、六四一ha、水田冠水二万三、六五八haにのぼり、被害総額は一〇〇億円を越えた。

被害の大きかった鹿島市・太良町・塩田町・嬉野町・武雄市・北方町には災害救助法を適用、被災地の救援にあたり、応急復旧には、消防団、自衛隊の支援部隊のほか、地元住民をはじめ各地からの応援を受けて行われたが、被害が大きかったためになかなかどらなかつた。とくに国道二〇七号線は、鹿島市の中川橋をはじめ、太良町里、依石橋など七橋が流失し、太良町糸岐、大浦間は、各所に崩土・決壊があり、大浦駅前付近は、権現山地すべりのため崩土が路上に高さ三m以上におよび、仮橋架設、崩土除去などの応急工事のため全線開通は八月末となった。

また住宅を失った被災者には、鹿島・太良・塩田などに五八戸の応急住宅を建設し、中川・吉田川を災害復旧助成事業で、塩田川・多良川など八河川を災害関連事業として改良復旧することとなった。

さらに、浜・多良・竹崎など被害を受けた六漁港、九か所は三か年計画一、一〇〇万円で復旧工事に着手した。

この三十七年九月には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律が公布され、四月一日以後の災害が適用されることとなり、三十七年七月の豪雨災害が激甚災害として政令で指定された。三十八年三月に「公共土木施設小災害債の元利補給の対象となる地域」として、佐賀県・伊万里市・武雄市・鹿島市・山内町・太良町・塩田町・嬉野町が告示された。これは、この法律が公布されて最初の適用であった。

(十) 昭和三十八年六月豪雨

六月二十九日夜半から朝鮮南部にあった寒冷前線は、急速に南下をはじめて対馬海峡にかかり、三十日未明には九州北岸に達した。

このため県の東北部では、二十九日夜から三十日朝にかけて雷を伴った豪雨に襲われた。とくに、三瀬・古湯方面では、三十日早朝から時間雨量八〇〜一一〇mmという集中豪雨となり、山地崩壊、崖崩れが各所に発生した。富士村西畑瀬地区では、山津波が部落中央に押し寄せ、二戸を濁流もろともに川上川に押し流し、全壊六戸・半壊二戸のほか、三六戸の部落が赤土と泥水に洗われた。また、同村小副川では堤防決壊により住家が流失するなど、一〇人の死者が出、三瀬村詰の瀬でも家屋埋没により死者三人を出すなどの被害があり、また基山町では、秋光川が野口橋下流で決壊し、家屋が流失した。

この災害で、県内の死者一五人、重軽傷二一人、家屋の全半壊流失一八一戸、浸水家屋二、五九七戸のほか、道路・河川・橋りょうの決壊など、被害総額四七億七、〇〇〇万円にのぼった。



山崩れにより埋没した畑瀬地区（富士村）

(出) 昭和四十二年七月豪雨

七月六日頃から降り始めた雨は、八日の昼から九日の夕刻にかけて、県の西北部を襲い、特に伊万里・有田地方においては九日の昼過ぎ、時間雨量一〇〇mmをはるかに越す激しい集中豪雨に見舞われた。

このため、伊万里・有田地方と県中部の天山山系一帯を中心として、

県災害対策本部は、富士村の埋没による行方不明者捜索と寸断された道路の応急復旧、秋光川の堤防の応急復旧などに、自衛隊の派遣を申請、久留米の第四特科連隊と地元消防団によって、昼夜兼行の排土作業や土のう積みがおこなわれた。

なお、この年には被害の大きかった秋光川、緑川の災害復旧工事に着手した。

多数の山崩れ、崖崩れが発生し、さらにこれに伴う土石流が、集中豪雨で急増した河川に濁流となって流れ込んだため、伊万里川・有田川などの河川は、またたく間にはん濫し、決壊した。

伊万里市では、九日昼過ぎから午後三時頃までの激しい集中豪雨で、伊万里川・有田川が前後して決壊し、死者五人、家屋全壊七三戸、浸水家屋は五、〇〇〇戸におよび、水田の流失埋没の被害が相次いだ。

有田町では、とくに山崩れ、崖崩れによる家屋の全壊流失が目立ち、死者は二人であった。また多久市・小城町・三日月村（三日月町）では、天山山系の豪雨による祇園川などの決壊で水田の被害が多く、厳木

・相知方面では、松浦川の急激な増水で田畑はもち論、相知町では軒先まで浸る大洪水となった。

この災害で死者三四人、重軽傷者五一〇人、家屋の全半壊流失五四九戸、浸水家屋二万六、〇三七戸、水稲の流失埋没一、五五三ha、冠水田一万二、一四haのほか、河川・橋りょう・道路など、被害総額二二六億七、



水が引いた街は上流から流されてきた材木、樹木、土砂で埋まった（伊万里市）

〇〇〇万円にのぼった。

県は、九日に、伊万里・多久・武雄・山内・有田・西有田・厳木・相知・北方の九市町村に災害救助法を適用し、伊万里市に、現地災害対策本部をおいて、特に被害が大きかった伊万里・有田地区の対策にあたり、自衛隊の災害派遣も受けて応急復旧に努力した。

また、住宅を失った被災者に二六四戸の応急住宅を建設し、災害復旧費四五億円で、伊万里川・有田川など一一河川と、この地区の道路等の復旧にあたった。

さらに、伊万里市黒川漁港は、多量の土砂が流入したため、しゅんせつなどの復旧工事に着手し、二一〇万円をかけて実施した。

四 治 山

林地は林業生産の場であるとともに、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を通じ、県勢の発展と県民生活の向上に大きく貢献してきた。

本県の林野は約一〇万haで県面積の約四四％に当たり、全国の林野率よりも低い。しかも一、〇〇〇m以上の山は脊振・天山・経ヶ岳の三つに過ぎず、丘陵性の山が多く、一般に山が浅い。

脊振・天山山系は基岩の花崗岩が風化したせい弱な層で覆われ、特に天山一帯は地質上破さい帯となっている、特にくずれやすく、そのうえ山地から直ちに平地に接しているため、治山事業は県民の生活に直接関係し、民生の安定上極めて大きな役割を持っているものと言える。また県の西部地帯は第三紀層の上に玄武岩が覆った台地があり、この附近で

は、いわゆる「北松型地すべり」の危険性が多い。

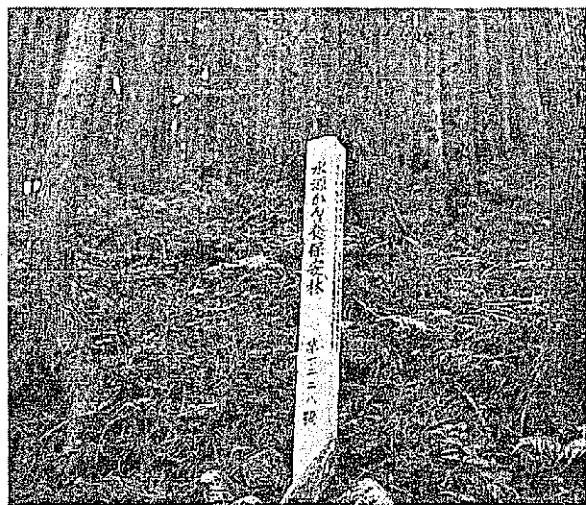
本県においては大正二年初めて鏡村（唐津市鏡）で四か所・面積二・八ha・事業費八三二円で荒廃地復旧を、

昭和十二年度においては湊村（唐津市湊）において二か所・面積一・五ha・事業費一、二〇三円で防風林海岸砂

地造成事業を施行したのが、各々の事業の始まりである。

水源林造成事業 戦後、二十年九月の水害および二十三年九月豪雨による東、西松浦郡地区ならびに嬉野地区を中心とした大水害が発生した。この年に戦後初の治山五年計画が樹立され、これまでの荒廃林地復旧、災害防止施設整備のほか水源林造成事業が新たに登場した。これは重要河川の奥地水源地帯の保安林内にある原野等の造林を治山事業の一環として行うものであった。この事業は、その後、三十四年まで一〇年間続行され、県下の奥地水源地帯の原野約一、〇〇〇haにおよぶ水源林を造成し、貴重な水源かん養林となっている。

治山治水特別 二十三年災害につづいてさらに二十四年八月ジュディ委員会の設置 ス台風が来襲し、天山山系を中心として大災害に見舞



水源かん養保安林（脊振村）

われ、戦後の物資不足のときでもあり、相次ぐ災害で県民に与えた影響は大きかった。県はその災害復旧の緊急性にかんがみ、最も被害のひどかった小城町と南山村（富士町）に森林土木出張所を設置し、災害復旧に当たった。この両森林土木出張所は、二十九年地方事務所の廃止に伴い、山林事務所が神埼・小城・南山・唐津・伊万里・鹿島に設置されたことに伴い、山林事務所と改称した。

また二十四年十月には、度重なる災害による山の荒廃に対処するため、県独自で治山治水特別委員会を設置したが、この委員会の答申に基づいて、まず山地荒廃の実態を把握するため、重要河川の水域別の治山治水調査五か年計画をたて、これを実施した。この調査報告を、これからの治山治水事業計画の際の基礎資料とし、この調査報告に沿いながら、緊急度の高い箇所から、重点的に事業を行った。

その頃、荒廃の最も激しかったのは川上川上流地帯で、当時、天竜川・庄川とともに日本屈指の荒廃河川の一つに数えられ、この河川敷の川原には草木一本も見られなかった。またこれより前、二十三年八月には、関係市町村で県治山治水協会が設立され、治山事業の進展に寄与することとなった。

さらに二十五年からは県単独治山事業も開始され、国庫補助対象外の治山事業がこれによって施行出来ることとなり、きめのこまかい治山事業の進展を見た。二十八年には治山治水基本対策要綱が決定され、さらに二十九年には保安林整備臨時措置法が制定され、これに基づく保安林整備計画も策定されて、保安林が次々と拡大され、整備された。

しかし二十九年からは、県の財政事情の悪化と相まって事業も伸びなやみの状態となった。

地すべり対策 三十二年、伊万里市人形石山の地すべりが発生した。

審議会の設置 この地すべりは、梅雨あけの七月六日未明、伊万里市西大久保の人形石山の山腹が大地すべりを起し、死者行方不明七人・負傷者一人という大被害を出した。これを契機として県は困難な財政事情の中で、地すべり対策審議会を設置して、その対策にのり出した。

これがひいては三十三年三月、地すべり等防止法成立の先導的役割を果たした。本県が地すべり対策に県独自で対処して講じた施策は地すべりに関連する工事の助成のほか、家屋の移転の助成、融資の利子補給等であったが、その意義は誠に大きいものがあつた。

三十二年度には予防治山として溪流崩壊防止事業、三十四年に山腹荒廃防止事業が開始され、復旧とともにその予防が必要かつ重要であるとの考え方から治山事業として新たに加えられた。ここで始めて、災害後の復旧治山工事を一歩前進して、災害をうける前の予防治山体制が確立



下流の部落、農耕地など災害から守る
環堤群（小城町）



昭和30年頃の荒廃した原野（富士町）

された。

三十四年度には特殊緊急治山制度も創設されたが、これは災害発生年を含め四か年間にわたり優遇措置を講じて荒地復旧事業の計画的な促進をはかるうとするものであった。

以上のような治山に関する諸制度の整備によって、三十四年度末までに荒地地一、一八三ha・荒廃率一・二％になり、保安林も従来の一、四二二ha・八％に達し、大きく改善された。

治山治水緊急 三十五年三月、治山および治水事業を強力かつ計画的措置法の制定 に推進するためには、治山治水事業計画の策定要領および確実に実施するための措置を法律で規定することが望ましいという考えのもとで、治山治水緊急措置法が制定された。

そしてこの法律に基づいて、県は三十五年度を初年度とする治山事業一〇か年計画（前期五か年、後期五か年）を策定した。

当時の治山事業関係の状況は、水系別の概況としては、筑後川水系では国有林を主体として、一、九三〇haの保安林が設置され、治山状況は良い方であったが、田手川・城原川には九二二haの荒廃林地があり、荒廃

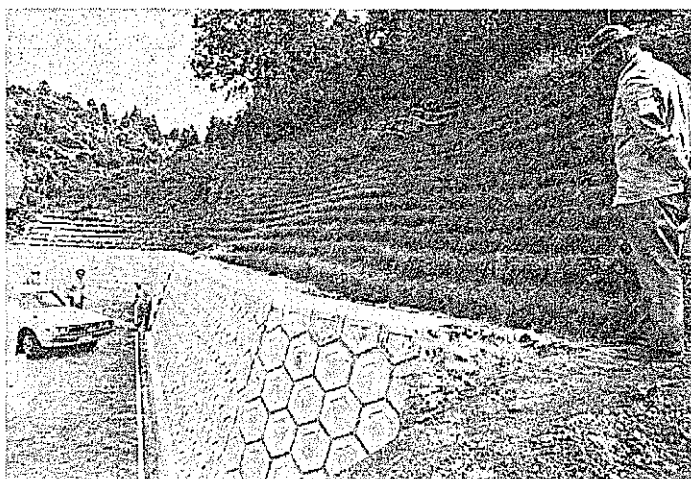
率は一・三％におよんでいた。嘉瀬川水系では、保安林は二、六〇〇haで、とくに二十四年災、二十八年災による荒廃地が多く、その面積は四〇〇ha・荒廃率二・四％で全国的に荒廃率の高い地区であった。六角川水系では牛津川流域に二三〇haにおよぶ荒廃地があり、その荒廃率は三・七％と県内で一番高いが、これは天山山系を含んでいるためである。一方、塩田川水系では多良岳を主体として一八〇haの保安林があり、荒地地八一haで、荒廃率〇・五％と最も安定した地区であった。

これに対処して一〇か年計画は策定されたが、他県に比べて下流地域の防災上の重責を負わされていながら、災害に対してきわめて弱い土地条件であり、しかも一、二〇〇haにおよぶ要崩壊地の発生も予想された。

そこでこれを整備すべく、八年間で崩壊地復旧八一二ha、崩壊防止二〇ha、地すべり防止一五〇ha、防災林造成一六〇ha、保安林改良一六五haの事業を実施し、四十二年度末まで崩壊地復旧六五五ha・地すべり等防止一七ha・防災林造成三七ha・保安林改良三九haのみを残すことを計画目標とした。

しかしながら、三十七年七月県西南部を襲った集中豪雨により、太良町大浦の亀の浦に地すべりによる大山くずれが発生し、すぐ下が人家の密集地で、国道・鉄道まで土砂が押し出し、死者三五人・負傷者二七人をだす大惨事となった。

翌三十八年六月には県北部を中心に大豪雨があり、三瀬村岸高で時間雨量最大一一一mmを記録した。この地区はもともと花崗岩地帯であり、崩壊し易いため、新しい荒廃地が発生し、特に川上川流域で荒廃地七〇二ha、荒廃率二・七％となり、川上川・長崎県境で荒廃率は〇・五％か



林地崩壊防止事業 (多久市)

ら一・三%と悪化した。このように治山事業は進められても相次ぐ災害に追いつかないというのが実態であった。

第二次治山五か 四十年に河川法が大幅に改正されて水系主義がとら年計画の策定 れるようになり、治山事業も水系を一貫して総合的に実施することとなり、これに伴い、三十五年度に制定された治山事業一〇か年計画を改めて、四十年度を初年度とする第二次治山五か年計画が策定された。本県もこのような国の動きに沿って百年確率災害防止を想定した長期治山事業計画を策定した。

また四十一年十一月、農林事務次官通達による「林地崩壊防止事業実

施要綱」が施行され、従来国庫補助の対象とならなかつた小規模災害で、次の条件をみたすものに、この要綱で国庫二分の一の補助が受けられるようになり、多年の念願であった小災害の復旧が救われることとなった。その採択条件は次のとおりであった。

- 一 激じん災害に指定されること
- 二 二戸以上の人家または公共施設に直

接被害を与えるおそれがあるもの

- 三 一か所の防止事業費三〇万円以上であること
- 四 その年に発生した事業費総額三〇〇万円以上、または前年度の標準税収入の一〇%をこえる市町村

この林地崩壊防止事業は本県で四十二年度から実施された。この事業を実施することによって、従来、小災害を対象として施行されてきた県単独治山事業との調整をはかる必要が生じた。四十二年九月「県団体営治山事業補助金交付規則」・「同事業実施要領」を制定して九割の補助事業とし、林地崩壊防止事業も国庫五割補助に県費四割を加えて九割補助としてその事業間の均衡をはかった。また、以上二つの事業は採択条件がきびしかったので、これに適合しないものために従来の県直営の県単独治山事業も存続され、小災害の治山事業は三本立てとなった。

もともと小災害は、人家に接近したへき地山村に多く、直接人命財産を失う事例も少なくなかつたので、二十五年から県単独治山事業として実施されて、全国的にも早くから着手されたこの事業も、前述のように、一部県単独治山事業を残しながら、大部分が、市町村営の治山事業に切り替つたため、市町村に対し、治山事業の執行能力と地元負担能力を要請することとなった。

なお、県単独治山事業の実績は三十一年から三十四年まで県の財政事情の悪化により再建団体に指定されたため一時中止されたものの、三十五年から復活開始され、四十一年度まで投資された総事業費は一億五、二〇三万円に達し民生安定に大きく寄与した。

四十二年災害と農 四十二年度は、本県にとって、災害の大きい年と林地崩壊防止事業 になった。即ち七月には県西部の伊万里市と有田郷

を中心に、時間雨量一〇〇mmをこす記録的な集中豪雨となり、国見山・黒髪山・八幡岳などの山系に山津波が起り、林野関係の被害総額は四一億円にも達し、そのうち治山関係の被害は三五億円と見積られた。この災害はあまりにも被害規模が大きかったので、次のような対策をたて、この復旧に当たった。

- 一 短期間内に復旧計画を作成する必要があるため、県外、即ち熊本県二人、鹿児島県二人の技術者の応援を求める
- 二 一般林政の業務を一時ストップし、林務関係職員を動員して、調査・復旧計画作成に当たらせる
- 三 特殊緊急治山の制度にのって、四か年で緊急復旧の必要箇所の事業計画を立てる

四 林地崩壊防止、団体営の治山事業の補助制度を発足させる
 以上の対策により、林地崩壊防止事業の導入と、従来の県単独治山事業を、団体営治山事業として発足させて、大部分をこれに振りかえた。これによって、この大災害も、大きな災害は特殊緊急治山として、小災害は林地崩壊防止・団体営治山・県営県単治山と、各々振り分けられ復旧工事も順調に進ちよくした。

四十三年度に第三次治山事業五か年計画（四十三年度より四十七年度まで）が改訂され、本県分の事業総額は一七億三、七〇〇万円となった。ついで四十七年度には「第四次治山事業五か年計画」（四十七年度より五十一年度まで）が決定され、本県分の事業総額は七三億五、三〇〇万円となった。またこの年、県の西北部を中心に豪雨が降り、伊万里市・西有田町・有田町等に林地崩壊が六七七か所で発生し、被害額は一六億円となった。

治山事業5か年計画事業別内訳

(佐賀県)

事業名	第1次治山事業10か年計画(35~44年度)			第2次治山事業5か年計画(40~44年度)	第3次治山事業5か年計画(43~47年度)	第4次治山事業5か年計画(47~51年度)	
	前期5か年計画(35~39年度)	後期5か年計画(40~44年度)	計				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
復旧治山	282,000	342,000	624,000	799,470	1,900,000	3,997,000	
予防治山	39,480	73,020	112,500	120,060	282,000	1,128,000	
防災林造成	7,985	7,020	15,005	42,240	32,000	60,000	
内訳	海岸防災林	4,005	—	4,005	14,880	3,000	—
	防風林	3,980	7,020	11,000	27,360	29,000	60,000
	防火林	—	—	—	—	—	—
保安林整備	3,000	3,500	6,500	9,990	33,000	548,000	
内訳	保安林改良	3,000	3,500	6,500	9,990	33,000	133,000
	保育	—	—	—	—	—	—
	生活環境	—	—	—	—	—	—
保全林整備	—	—	—	—	—	415,000	
地すべり防止	60,480	137,280	197,760	230,010	478,000	1,600,000	
小計	392,945	562,820	955,765	1,201,770	2,725,000	7,333,000	
(離島治山事業)							
復旧・予防治山	—	—	—	—	—	(復) 8,000	
防風林造成	—	—	—	—	12,000	12,000	
保安林改良	—	—	—	—	—	—	
保安林保育	—	—	—	—	—	—	
小計	—	—	—	—	12,000	20,000	
計	392,945	562,820	955,765	1,201,770	2,737,000	7,353,000	

このほか、国が四十一年に制定した「林地崩壊防止事業実施要綱」は、四十七年の一部改正で採択基準が緩和された。これをうけて、県は四十八年一月、「県農林地崩壊防止事業補助金交付規則並びに実施要領」を制定し、これに伴い、「県団体営治山事業補助金交付規則並びに実施要領」は廃止された。これによって果樹園等を含む山地の崩壊防止事業も可能となった。

保安林の整備 保安林の整備は治山事業の最初の事業であり、また最終の目的でもある。本県の主要山地である脊振・天山山系は花崗岩の深層風化した流失崩壊の危険性の多い土質からなり、そのうえ雨量も比較的多い。したがって森林のもつ保全機能への依存度が高く、戦前から各種の保安林が整備されたが、戦後の相つゞ災害と山林の乱伐過伐の悪循環により、極度に山林の荒廃が進んだ。二十九年度に保安林整備臨時措置法が制定され、第一次保安林整備計画をたて一層保安林の拡充を行うこととなった。そして民有保安林で必要なときは国で買い上げることとも可能となった。これにより保安林面積は毎年指定面積がふえ、二十八年当時、保安林の面積は国有林、民有林を併せて、二、四八八ha、全林野面積比一・八%であったものが、三十六年には一万、九五haで全林野面積比一〇%まで拡大された。

三十五年度から保安林改良事業が開始され、この年から内陸防風林が肥前町野高山に、離島防風林が玄海の離島に造成され始めた。三十九年に保安林整備臨時措置法が延長され、第二次保安林整備計画が策定され、県の全林野面積の二〇%まで保安林を整備拡充することとなった。四十八年には「保安林整備保育事業」が開始され、積極的に保安林の林相改良に取り組まれた。保安林は逐次拡充整備された結果、五十年現

在、保安林面積は二万五、一九四haとなり、全林野面積比二四%と目標を上回る成績を上げている。

そのほか、東松浦半島上場地域の基幹防風林を、特に農地造成事業に先行して実施中である。

五 治 水

(一) 本県の位置と地形的・地質的特質

本県の面積は二、四〇〇km²、南部は干満差約六mの有明海最奥部、北西部は玄界灘に接している。県平均年降水量は約二、一〇〇mmであり、全国平均の一、六〇〇mmよりやや多い。そのうえ台風の進路にもあたる。

河川の特性をみると、先ず気になるのは地形である。本県の地形をみると、県下全面積に対する低地面積の比率が九州各県に比べ、非常に高いことがわかる。

これは、本県の主要農地が、干拓により造成されたということに起因している。この干拓による土地造成は、背後地の排水機能が不利ということにつながる。このように陸地が海面へ延びてきたため、佐賀平野には滞筋みどすじ(海・湖・川で、流れの作用で底がみぞ状に深くなった部分)としての河川、クリークの数が多くことも特筆すべきことである。以上のように、干拓面積と低地面積という歴史の過程、加えてわが国最大の干満差を有する有明海に流下すること、他県に比べて河川密度が大きく、いかに排水問題、いわゆる治水事業が必要であるかがわかる。

九州各県の面積に対する低地面積の比率

県名	総面積 (km ²)	低地面積の比率 (%)
福岡	4,946.45	3.5
佐賀	2,417.87	2.9
長崎	4,102.26	2
熊本	7,206.48	1.2
大分	6,330.85	0.8
宮崎	7,196.89	0.6
鹿児島	9,153.38	0.5

福岡県との境を流れる筑後川のみで、他は全てその水源を県内に発している。これら県内を源とするもので流域面積四〇〇km²以上のもは松浦川、三〇〇km²以上は六角川・嘉瀬川、二〇〇km²以上は塩田川、一〇〇km²程度は有田川ほか一〇数本で、他のほとんどは一〇〜三〇km²の小河川である。これら県内の河川は、それぞれ水源・地形等も異なり、各々その特性を持っているが、おおよそ次の三つに分類することが出来る。

一 佐賀・白石地方諸河川（嘉瀬川水系・六角川水系等）

これらの河川は、水源地帯が風化花崗岩で崩壊し易く、岩質がゼい弱で土砂の流下が多い。また、山が浅いにもかかわらず急流で岩をかみ、山地より直ちに標高の低い佐賀平野に移行し中間地帯が少ない。したがって、中流部は河床が高く、蛇行がはなはだし

い。しかも有明海の感潮（河川の下流部で河口から侵入する潮の

五十年八月現在における本県の河川は、一級河川が四水系（筑後川・六角川・松浦川・嘉瀬川）・二級河川が延長一、〇〇九・九km、二級河川が五五水系・一六〇本で延長四七九・四kmの、合計五九水系・四一五本・延長一、四八九・三kmとなっている。このうち知事管理分としては五九水系・四一〇本・延長一、三二五・三kmとなっている。水源を他県に発するものは

影響を受ける河川の部分で、特に満潮時には流水の方向が逆転して下流から上流に向かって流れる。）のため水害発生の原因となっている。しかも流域が自然および人工により海面へ広がった沖積平野であり、地盤が極めて軟弱のため、各種河川工作物などの建設費も高く、工事も極めて難しい。

二 藤津地方諸河川（塩田川水系・鹿島川水系・多良川水系等）

水源地帯は安山岩で割合安定しているが、山地部は急流で中流移行部が長くゆるやかであり、地形的に細長く狭くしており、小災害を起こしやすい。

三 玄界灘に注ぐ諸河川（松浦川水系・玉島川水系・有田川水系等）

山地は、玄武岩で地すべりが多く、また花崗岩で崩壊しやすく土砂の流下も多い。特に、松浦川においては、山地急しゅんで中流部はゆるやかであるが、狭さく部が多く洪水等のはん濫が大きい。

これら三種のうち、嘉瀬川水系・六角川水系等は佐賀平野を流れ、有明海の高潮時には、河川水が海面より低いという極めて排水効率が悪く、しかも非常に地盤軟弱であるということが、いわゆる「佐賀の河川」として、他県に比較した場合最も本県の河川を代表する特徴である。したがって河川の維持管理および改修事業はその行政面・技術面・財政面からも多くの困難な問題を有している。

また気象については、集中豪雨の月別分布（資料編参照）をみると、九月と六月が多く、九月は台風による降雨であり、六月は梅雨前線を中心とした降雨である。豪雨のひん度、量共に六月中心が多い。

(二) 河川法の変遷と治水計画

明治維新により成立した近代国家も、明治中期になると人口の集中、市街地の発達、国民の生命財産を守るための本格的な治水事業制度の整備を促すこととなり、ここに明治二十九年、河川に関する基本法たる旧河川法が成立した。そしてこの法律はその後昭和三十九年の大改正に至るまで六十有余年間にわたり、わが国の河川行政の骨子となり、終戦後の河川管理もこの法律によってきた。

河川管理の方法は、河川の重要度に応じて、全国的に重要な河川は国が直接管理する適用河川とし、都道府県で重要とみなされる河川は、河川法の規定を準用し都道府県が管理する準用河川とした。その他は自然河川として市町村に管理させるものであった。しかし市町村は自ら管理する手だてを持たない場合が多く、水利組合・土地改良区・部落に管理を委ねる場合が多かった。

終戦時、県内で適用河川は筑後川本流だけで、準用河川は玄海沿岸における玉島川・松浦川・有田川、有明沿岸における鹿島川・塩田川・六角川などであった。その後三十三年に六角川が、三十六年に松浦川がそれぞれ適用河川とされた。また自然河川として市町村や水利団体によって管理されてきた幹線用排水路等が、戦後の相次ぐ災害によって財政的にも技術的にも管理困難となり、準用河川への昇格を要請されることが多くなった。

県はこうした要求を勘案し、順次、準用河川への編入を進めた。このように適用河川・準用河川への編入という部分的変化はあったが、法体系は明治時代のままであった。一方、現地では戦後の相次ぐ大災害の繰

り返し、あるいは国民生活の変化、工業生産の増加などから水需要面においても大きな変化をみるようになった。

このように明治時代を背景に制定された旧河川法では今日の社会経済情勢に対応できないことから、法改正について検討が重ねられ、三十九年新河川法が公布され、翌四十年四月一日から施行された。

この新河川法は旧法の適用、準用という管理からはなれ、一級水系(水系とは一つの川の幹川・支川・派川等を総称したもので、国土保全上または国民経済上特に重要なものは建設大臣が一級水系に指定している)・二級水系(一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものは都道府県知事が二級水系としている。)という、いわゆる水系一貫主義を基本姿勢とするものである。即ち河川を水系単位で系統的に管理しようとするものであり、一級河川の管理は建設大臣であり、その指定する区間内の一級河川及び二級河川は都道府県知事が管理するものとなった。

その後これら一・二級河川以外の河川で、市町村長が指定したものであるについては、二級河川に関する規定を準用するよう四十七年に法改正が行われた。

第一次五か年計画 戦後における治水事業の歴史的夜明けは、連続的災害に惹き起こされている。この災害発生原因はある程度わが国の地勢・気象等の自然条件によるものでもあったが、戦時中における治水事業の放置、加えて水源山林の過伐・乱伐、あるいは食糧増産のための開墾等、防災計画・無計画な土地の利用等に起因する面が極めて大きかった。このような状態のなかで、二十八年の西日本地区大災害が契機となり、二十九年度以降一〇か年で約一兆八、六〇〇億円を投資するという「治

治山治水事業10か年計画 (単位: 億円)

区 分	前期5か年 (35~39)	後期5か年 (40~44)	合 計
治 水	4,000	5,200	9,200
(一般公共)	3,650	4,850	8,500
(災害関連等)	350	350	700
治 山	550	750	1,300
合 計	4,550	5,950	10,500
(一般公共)	4,200	5,600	9,800
(災害関連等)	350	350	700

治山治水に関する国民の世論は、極めて激しいものがあり数次の政治折衝が行われた結果、総額一兆五〇〇億円の治山治水長期計画の規模が決定されるとともに、三十五年に治山治水緊急措置法の制定、治水特別会計の設置が決定され、三十五年度より治山治水の総合的計画的推進がはかられることになった。

わが国最初の「治山治水事業十か年計画」はこのようにして三十五年十二月閣議決定され、ここに戦後をはじめ法律に基づく長期計画が確立された。

第二次五か年計画 「治山治水事業十か年計画」のうち、「前期五か年計画」の計画年次である三十五年～三十九年は、戦後日本経済の発展が最も著しかった時代であり、河川をめぐる状況も計画策定時より大きく変動した。このため、当初計画のまま「後期五か年計画」の実施に移る

山治水基本対策要綱」。あるいは三十年からの「経済自立五か年計画」に即応しての「治水五か年計画」。また三十三年の「新長期経済計画」の策定と期を同時にしての「新治水五か年計画」など、多くの長期計画確立への努力がなされたが、いずれも正式決定を見るに至らなかった。

このように長期計画策定がう余曲折を経るなかで、三十四年には伊勢湾台風による未ぞ有の激じんな災害が発生して大きな被害をあたえた。

ことは、事業の適切な効果を期すうえで困難となったため、新しい長期計画の検討が必要とされた。

またこの間、河川法改正という背景もあり、建設省では水系一貫の河川管理体系の確立と、全国的に均衡のとれた治水施設の整備強化をはかることを目標に、河川改修事業、多目的ダム建設事業および砂防事業の総合的計画が練られた。これが四十年を初年度とする「治水事業五か年計画」であり、二次計画といわれるものである。この計画で初めて予備費の枠が設定されたのが特色であり、激じんな災害への対処も配慮がなされた。

第三次五か年計画 中期経済計画が四十一年一月廃止され、五月より「均衡がとれた経済社会への発展をはかるための長期経済計画」の作成

作業が開始された。建設省でも、これからの日本経済の基盤をなす国土建設の基本的方向づけを行うための作業に着手し、六十年までに基本的治水施設を整備するために、約二〇兆円を投ずる「第三次治水事業五か年計画」が樹立された。

第四次治水事業 第一次から第三次五か年計画五か年計画 画へと、順次治水事業の推進がはかられた。これらの計画は発展する経済社会状況・災害の実態・水需要の増大等を

治水事業五か年計画(昭40~44年)

区 分	事 業 費
治 水 事 業	8,500
災害関連, 地方単独等	1,500
予 備 費	1,000
治 水 投 資 計	11,000

新治水事業五か年計画(昭43~47年)

区 分	事 業 費
治 水 事 業	15,000
災害関連, 地方単独等	3,000
予 備 費	2,500
治 水 投 資 計	20,500

反映しつつ新規事業をとり入れ、計画規模を拡大し、治水施設の整備を計画的に推進し、国土の保全・生活基盤の整備に大いに貢献した。第三次五か年計画は四十三年度を初年度とし四年目の四十六年度までに約七％とほぼ当初目標通り実施された。

しかし、この間、河川流域における産業経済の発展、生活水準の向上はめざましく、とくに都市及びその周辺地域における人口・資産の集中、大都市における中枢管理機能の集中等河川をとり巻く環境は著しく変化した。これらに対応した道路・公園などの社会資本整備が相対的に立ち遅れたため、都市河川災害の激増、集中豪雨等による中小河川のはん濫、土石流等の災害のひん発を招くほか、仮に大河川が破堤すれば、極めて大規模かつ破局的な災害となる恐れが生じてきた。

一方、水不足は一段と深刻化し、水質の汚濁など河川環境の劣悪化も急激に進んだ。

このような事態に対処し、国土を保全し、その開発利用を促進し、かつ人間環境の向上に資するため、現行の第三次治水事業五か年計画を改め、新たな長期構想に基づき四十七

第4次治水事業五か年計画

区 分	第3次五か年計画	第4次五か年計画	倍 率
	昭和43～47年度	昭和47～51年度	
治 水 投 資	20,500億円	40,500億円	1.98倍
治 水 事 業	15,000	30,000	2.00
(平均伸び率)	(22.1%)	(20.7%)	
災害関連地方単独等	3,000	6,000	2.00
予 備 費	2,500	4,500	1.80

(注) 1. 治水事業の平均伸びの初項は、第3次は昭和43年度当初、第4次は昭和47年度当初である。
2. 第4次五か年計画には沖縄県分を含む。

年度を初年度とする第四次治水事業五か年計画を策定し、治水施設の整備と水資源の開発を一段と推進することになった。

治水事業五か年 国の第一次から第四次五か年計画までの達成率をみ計画の実施状況 ると、第一次が二一八％、第二次は三か年で五六％、第三次は四か年で七一％、第四次は九二％となっている。

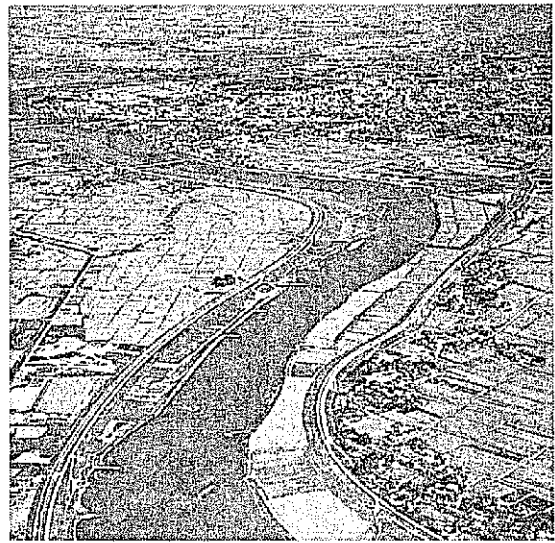
この間における県の実績をふりかえると、補助事業においては第四次が国と同じ伸びを示す以外は全て国の予算の伸び率を上回っており、これは県の河川改修事業に対する姿勢を明らかに示している。ただ、直轄事業の方が、第一次における飛躍的な伸びに比べると、第三次・第四次では国の伸びを下回っている。

これは、近年における治水事業の重点が、中小河川におかれている結果でもある。

(三) 直轄河川改修事業

筑後川 筑後川は大分・熊本・福岡・佐賀の四県を流れ、幹川流路延長一四三km、流域面積二、八六〇km²という九州第一の大河で、「筑紫次郎」の別名があり、その昔、「千歳川」とも称されていた。このうち本県内の堤防延長は、筑後川二万一、五〇〇m、早津江川一万六、〇〇〇m、佐賀江川四、四〇〇m、城原川三、六〇〇m、倉谷川二、六〇〇m、田手川七、四〇〇m、広川四、〇〇〇m、坂口川八〇〇m、宝満川一万m、安良川四、二〇〇mの、一〇河川・七万四、五〇〇mである。

戦後の筑後川で最も記憶に残るのは、二十八年六月二十六日の大災害である。被害の状況は、上流部の福岡県で左右岸が溢流破堤したため、本川堤防の破堤は幸いになかった。しかし本川からの逆流で、宝満



筑 後 川

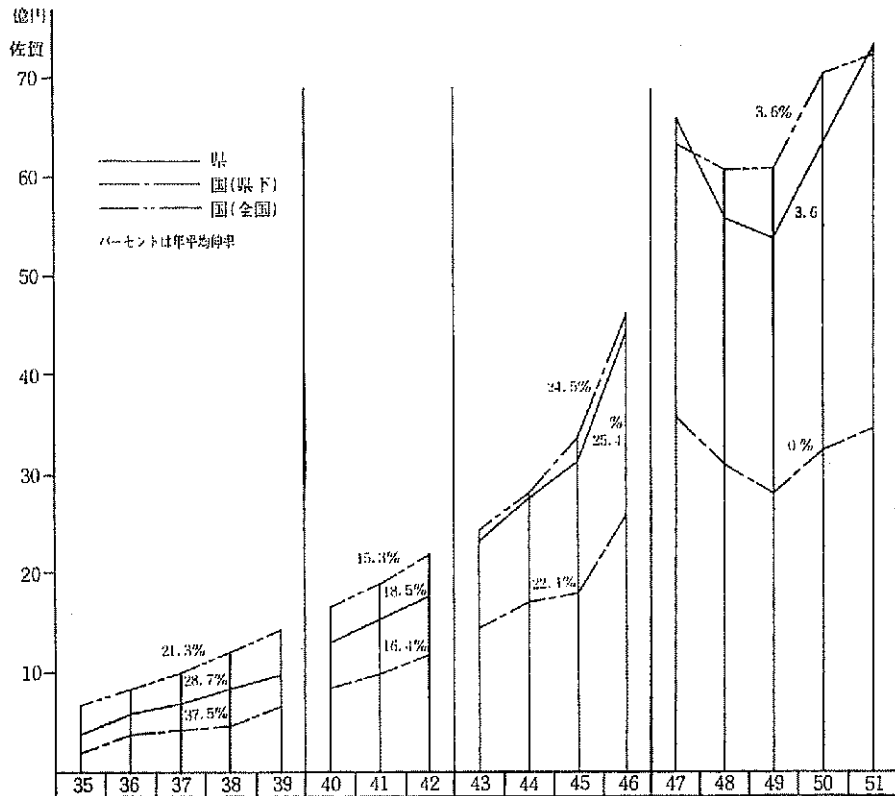
川・秋光川・大木川・安良川・田手川・城原川等の諸河川が溢流破壊し、流域のほとんどの被害をもたらした。

筑後川の改修工事は、昭和十一年からの本川下流部（早津江川を含む）の舟運の便をはか

るためのしゅんせつが着手されたが、時局きびしかった十五年から二十三年までは中止されている。二十四年からは舟運よりも洪水の疎通および築堤用土の確保ということで再開され、四十五年まで延べ九、六〇〇万円を投じ一九九万四、〇〇〇 m^3 のしゅんせつ工事がなされた。

また、しゅんせつ工事が一時中断されたように、他の改修工事もわずかに部分的築堤工事がなされるに過ぎなかった。筑後川の改修計画は二十四年に既往最大の明治二十二年洪水について検討され、計画高水流量六、〇〇〇 m^3/s が決められた。その後、二十八年六月洪水にかんがみ松原・下笠ダム等が計画に加味された。しかし近年における流域の開発進展には著しいものがあり、流出増が無視できなくなったので、夜明けダムにおける基本ピーク流量を一万 m^3/s とし、上流ダム群により四、〇〇〇 m^3/s を調節し、計画高水流量を六、〇〇〇 m^3/s と定め、さらに限の

治水事業 5 年計画の実施状況



上川・佐田川・小石原川・巨瀬川・高良川・宝満川等の合流量を合わせ、瀬ノ下における計画高水流量を九、〇〇〇 m^3/s とする現計画（四十八年三月）が決定された。

戦後三十年のうち、本県にとって大きな工事としては、まず、神埼郡千歳村（現千代田町東部）の中津江川下流に、二十五年から二十六年までに約三、三〇〇万円を投じて築造された浮島排水施設工事があげられる。この工事費は米国対日援助見返資金であることも戦後の世相を表している。

三十一年～三十四年には北茂安村（北茂安町）に古川排水施設工事が約四、〇〇〇万円を投じて築造された。

また二十八年本川の逆流と自己流との衝突による大災害をみた大木川下流には、三十二年～三十五年に、七、五〇〇万円を投じ、逆流止の水門が設置された。水門の扉はローラータイプとなっており、内外水位差があっても操作が容易な構造となっている。水門の純径間は六mの五連よりなり、当時としては西日本最大といわれたものである。

ひきつづき三十五年～四十年には約二億二、五〇〇万円を投じて佐賀江川下流に逆流止の蒲田津水門が造られた。

支川田手川は千代田町の城東橋までが大臣管理区間であるが、三十四年～四十八年までに約一二億円を投じて、下神代地区の捷水路開削（洪水の疎通をはかるため流路を短縮して新しく開削される水路）を主とした工事がなされ治水効果を大きく発揮するようになると共に、神代橋も架替工事がなされ交通の便にも大きく寄与することになった。四十六年～四十八年にかけては切通川下流に新しく江見手水門が約二億二、五〇〇万円を投じ新築され、支川排水に威力を発揮するようになった。

このように筑後川治水事業は着々と進められてきたが、一方、筑後川の恩恵にあずかる流域団体および利用者自らが結束し、自らの川を自ら美化する努力が必要であるとの気運が盛り上り、流域の関係市町村及び

関係諸団体による筑後川河川利用協会が四十五年九月設立された。現在、遊園地・運動場・ゴルフ場・駐車場・採草地などとして、県内一七か所約九〇万㎡が利用されている。

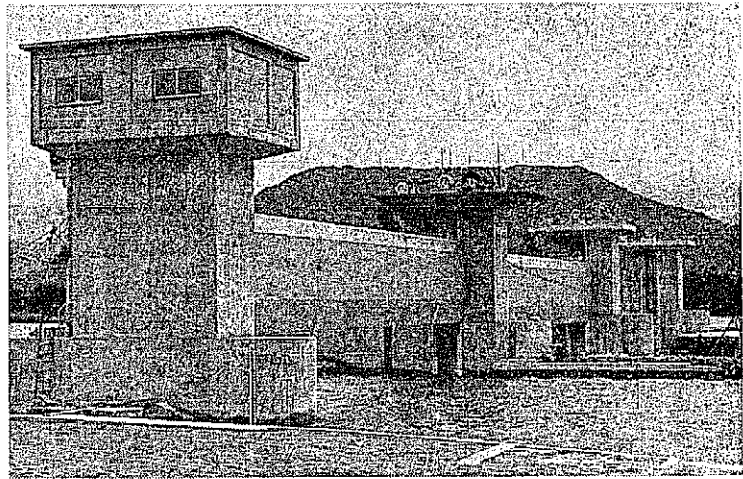
また、四県にまたがり二、八六〇km²の広大な流域と約一〇〇万人の人口を擁す筑後川においても流域内産業の発展と都市周辺の人口集中等に伴って年々水質悪化の傾向をたどりつつある。このような状況にかんがみ筑後川の水質汚濁対策を積極的に推進するため関係行政機関および流域の地方公共団体において四十七年十月筑後川水質汚濁対策連絡協議会が発足した。

このように筑後川の治水と利水は人々のたえまなき努力により維持され、また日々新しい姿を描きつつある。

松浦川 松浦川水系は、その源を杵島郡山内町神六山に発し、相知町において厳木川を併せ、下流平地部に出て徳須恵川を併せ、唐津市において玄界灘に注ぐ。その流域は四四六km²におよび、県北西部における社会・経済の基盤をなしている。

治水事業は二十三年七、九月洪水にかんがみ、二十四年から中小河川改修事業として、松浦橋地点における計画高水流量を二、一〇〇m³/sとして改修に着手した。

その後十二年間にわたり約二億二、〇〇〇万円を投じたが、そのうちでもっとも特筆されるのは徳須恵合流点の捷水路工事と唐津市地域の改修工事等であった。三十年から三十五年までは就職難解決の一手段として、特別失業対策事業制度が設けられ、事業費のうち三三％は人件費としてこれに失業者をあてて就業させ、あわせて河川改修の効果がはかられた、この間延べ約二万七、〇〇〇人の就業をみた。



昭和49年に完成した松浦川河口堰

その後三十六年からは直轄河川に編入され、松浦橋地点における計画高水流量を二、七〇〇 m^3/s とする計画が新たに策定され五十年までに約五四億円が投じられた。その大工事の一つとして松浦大堰がある。松浦川は地形的制約のため河道掘削により河積の増大をはかる改修方針がとられた。この改修方針で工事が進むと、将来は蔵木川合流点附近まで塩水が遡上することが予想されたた

め、この塩害対策として河口より三、一〇〇m（唐津市大土井原）附近に大堰が設置された。この工事は四十四年～四十九年までに一八億二、〇〇〇万円が投じられ、総延長二一〇mの溢流式鋼製ローラーゲート（有効高5m、有効径間三二m）が完成した。次に松浦川と潮分川合流点には四十七年～四十八年の間に一億二、四〇〇万円を投じて和多田水門が設置された。また上流部伊万里市においては、極端に蛇行している駒鳴地区で四十九年より捷水路工事が開始され、約一五億四、〇〇〇万円を投じ五十七年に完成されることとなっている。

六角川 六角川水系は、その源を杵島郡山内町神六山に発し、武雄市二俣において武雄川を併せ、白石平野を屈曲貫流し、河口部において牛津川を併せ、住ノ江において有明海に注ぐ流域面積三四一 km^2 の河川で、県中央部の社会・経済の基盤をなすものである。このうち六角川は県営として、二十三年より二十六年まで局部改良事業で上流部に約六〇〇万円を投じて築堤工事を実施したのが最初であった。牛津川は二十三年の大災害にかんがみ、二十四年に牛津川増補全体計画と銘うった一連の改修計画が樹立されたが、現地への投資は極めて少なかった。

これら六角川・牛津川は二十八年および三十一年の災害にかんがみ、また県民の生活上も特に重要な河川ということから三十三年より直轄河川に編入された。当時の計画としては、武雄市から河口までの区間を加え住ノ江地点で一、六〇〇 m^3/s を計画流量とし、古賀宿・今出川・医王子・高潮地区の一部築堤等を施工したが、その後、流域の開発状況等にかんがみ、四十四年に多目的ダムの建設を含めた現計画が決定された。これによると基本高水のピーク流量は、二十八年六月洪水を主要な対象洪水として、水理（水の流れの現象を力学的・経験・実験的に解析するもの）、水文（降雨が流れでてくる現象を解析するもの）資料を検討し、基準地点住ノ江において二、二〇〇 m^3/s とし、このうち上流ダムにより二〇〇 m^3/s を調節して、河道への配分流量を二、〇〇〇 m^3/s とされている。

このような計画のもとに三十三年から五十年までに約九〇億円の投資がなされた。その主な工事の一つとして、支川牛津川の水門と排水機場の新設がある。これは牛津川の牛津江川への逆流を防止すると共に、一四・三 km^2 の内水を毎秒二〇 m^3 ポンプ排水するもので、五億四〇〇万円

を投じられた。その他多久市の羽佐間地区・納所地区等の引堤工事が進められた。

しかしまだ洪水疎通能力が充分でない箇所も多いため、今後改修の促進を計らねばならない。また、六角川河口には総合開発事業として六角川河口堰が四十五年より建設中であるが、これは高潮防止と不特定用水の確保を目的としたものである。堰構造の概要は総延長二二六・二m、径間三〇mの五連、開門幅一〇・五m、長さ四〇mの鋼製ローラーゲートであり、基礎はリバーパス杭である。現在五十五年度完成を目ざして建設中であるが、総事業費は約一二三億円が見込まれている。

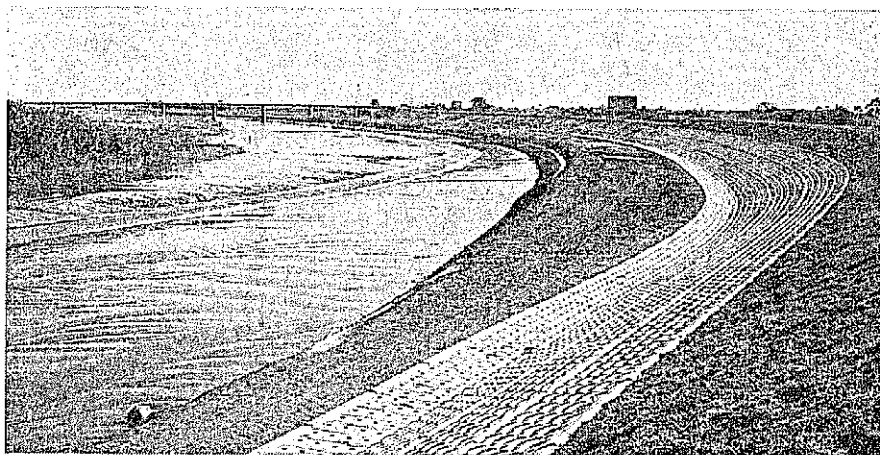
嘉瀬川 嘉瀬川水系は、その源を神埼郡三瀬村の脊振山系に発し、山間部を流下して神水川・天河川・名尾川等を併せ、大和町においてさらに祇園川を併せ、久保田町において有明海に注ぐ。流域面積三六八歳の河川である。上流には農業用北山ダムのほか水力発電所八か所を有しており、当河川は県中央部における社会・経済・文化への寄与が大きい。

治水事業の沿革は、二十四年八月の大洪水にかんがみ二十五年から官人橋地点における計画高水流量を二、二〇〇 m^3/s とし改修に着手した。その後四十六年から直轄河川に編入されたが、二十五年から四十五年までの県施工のあいだに特別失業対策事業を含め約三三億円を投じ改修を促進した。この間の最も大規模な工事は嘉瀬橋下流の捷水路工事である。これは河道一、二〇〇mの蛇行区間を直線化することにより六〇〇m短縮するものであり、二十五年から四十年までの一六年間を要し総額約三億七、〇〇〇万円を投入した。またこの工事に要した用地は約三〇万 m^2 であったが、地元の計画的な農地交換等により用地買収も完了し、当時を記念した碑が現在佐賀市嘉瀬元町に設置されている。このように

して県施工の四十五年までに、築堤に必要な用地の買収はほとんど完了した。

嘉瀬川は四十六年から直轄河川に編入され、四十八年には官人橋における基本高水の最大流量を三、四〇〇 m^3/s とし、嘉瀬川ダムにより九〇〇 m^3/s を調節し、計画高水流量を二、五〇〇 m^3/s とする現計画に改訂された。このように計画高水流量の増加が計画されたが、再拡幅のための再用地買収が困難ということから河道掘削による流量増が計られ、このため塩水湖上防止と嘉瀬橋上流にある徳万井堰の改築を合わせた嘉瀬川大堰が四十九年に着工された。これは暫定的に二門完成が目途とされており、五十六年までに約三〇億円の投資が計画されている。

嘉瀬川の歴史にまつわる話は多いが、そのひとつに中流部附近の石井樋がある。成富兵庫による石井樋および多布施川の建設は、本県の治水・利水の歴史を



改修された嘉瀬川(昭和40年3月)

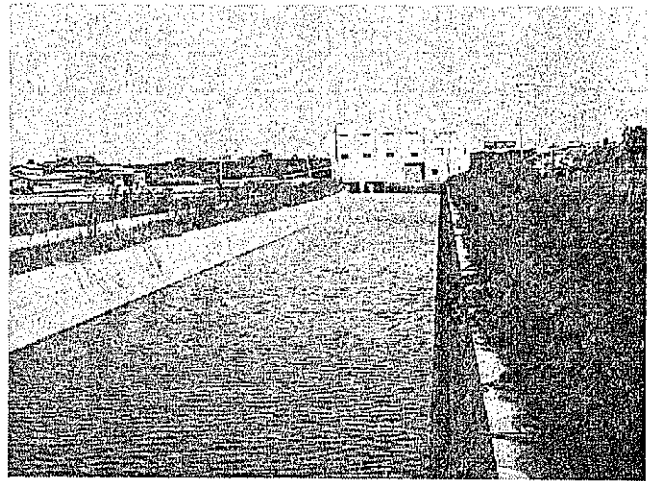
示すものであったが、北山ダム・川上頭首工の完成によりわずかに歴史の陰影をとどめている。

四 補助河川改修事業

大木川・鳥栖市を流下し、宝満川を経て筑後川に注ぐ大木川は、戦後県下のトップをきって二十一年度から中小河川改修事業として着手した。改修途上の二十八年災害では、大木川もじんだな被害を被ったが、着工から一七年後の三十七年、鉄道下流について完了をみた。この大木川改修も、終戦直後の資材不足、施工技術の問題などから二十八年までは一部請負、一部直営の形式がとられた。一七年度で約二億一〇〇万円が投ぜられ、施工延長は四、六〇〇mに及んでいる。また附帯工事として橋りょうのかけ替え、井堰の改築等があるが、特に井堰については固定堰を上下流の水位差で転倒する可動せき工法が県下で初めて用いられ、洪水疎通に大きく寄与するようになった。

城原川 城原川は、源を神埼郡脊振村脊振山に発し小支川を合わせ神埼町・千代田町を経て佐賀江川に合流し、筑後川に出ている。当河川は二十、二十三、二十四年と災害に見舞われたため、二十四年から災害復旧助成事業として千代田町黒井から神埼町飯町までの間一二・二kmの改修に着手した。この事業は三十六年に完了し、この間九億三、〇〇〇万円を投じた。しかしこの助成事業が二十四年の降雨実績を対象としたものであったため、将来の予測出来ない降雨に対処する必要から八か所にわたる溢流堤が設けられている。

佐賀江川 佐賀江川水系は大和町・佐賀市・神埼町・千代田町の流域約九三・八kmで、佐賀江川・巨瀬川・中地江川の各河川で洪水を集水し、



中地江川排水機場

佐賀江川・新川・八田江の三河川で筑後川、または有明海へ流下する佐賀市東部地区の重要な河川である。佐賀東部地区の各種開発、地盤沈下など複合的原因により河川および低平遊水地の流況が変化し、水をじゃっ起するようになった。特に四十七年七月豪雨による佐賀市内の湛水は五、一二〇ha、浸水家屋は約一万一、〇〇〇戸におよんだ。

この水害を契機として佐賀東部地区の抜本的排水対策が樹立されたが、その内容は上流治水ダム、流況調整河川事業、佐賀江川・八田江・新川・巨勢川・中地江川の改修、佐賀江川・新川・八田江の下流端に強力な排水ポンプ場を設置するというものである。なお、五十年現在では巨勢川の弱小堤補強が完工した段階である。

武雄川 武雄川は楠峰に端を発し、高橋川など数河川を合わせて六角川に注ぐ流域面積一〇・四km²の中小河川である。当河川は三十七年の災害にかんがみ、三十八年度から中小河川改修事業として抜本的改修に着手した。五十年現在までに四億九、四〇〇万円を投じ、主な工事としては築堤・護岸の外、橋りょう四基、井堰改築二基等を完了している。



ショートカットされた塩田川

塩田川 塩田川の歴史は災害の繰り返しといえる程、被災し、その間、各種事業の導入により防災対策を施してきたが、本格的改修は四十八年度からの中小河川改修事業着手および上流ダム群による洪水調節に始まる。

計画としては、中流部塩田橋における基本高水を一、二四〇m/sとし、上流ダム群による洪水調節後の計画流量を九〇四m/sとしている。

この塩田川における最大の工事は塩田橋下流の蛇行部捷水路工事であるが、捷水路部分の用地買収も終わり、五十二年梅雨期の通水を期して七億円を投じ改修が促進されている。

伊万里川 四十二年伊万里地区の大災害をもとに中流部を災害復旧助成事業、支川を災害関連事業、本川岩栗橋から下流を中小河川改修事業として二七億円を投じ改修にとりくんだ。とくにこの河川改修事業では家屋移転一七一戸、買収用地面積約二・五haにおよぶ大事業であったため、新しい移転先として市有地の立花台地あるいは伊万里高校跡地等を提供するなど、新しい都市づくりにも寄与している。

六 地すべり等対策

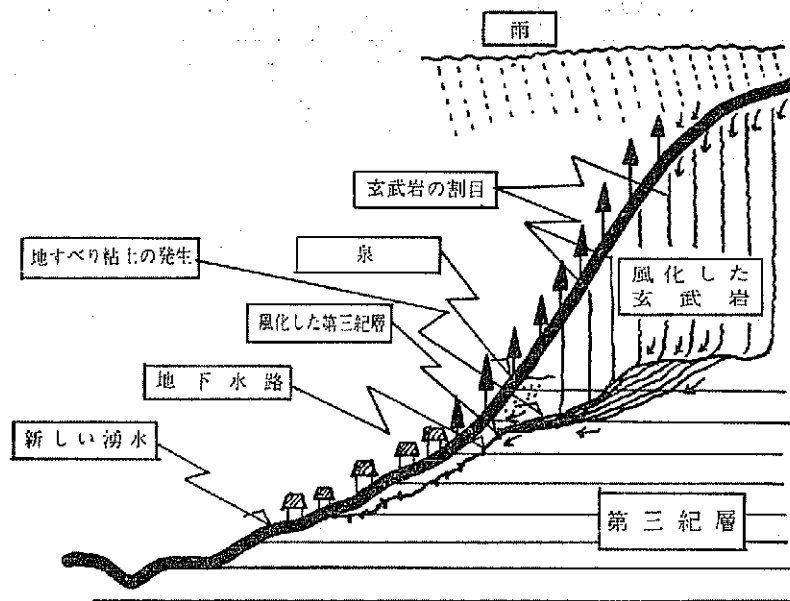
地すべりの原 地すべりは、山崩れ土砂流出等と区別され、特殊な地因と危険区域 質をもつ地域に降雨等により地下水が増加し土層全体がすべり、これによって山崩れを起す現象であって、本県の北西部・西南部が「地すべり地帯」に属し、多くの被害が発生している。

すなわち、東松浦郡の西部・唐津市・西松浦郡・伊万里市・杵島郡・武雄市およびこれに続く藤津郡一帯は第三紀層の上に噴出した玄武岩が重なり、その外縁は急傾斜地が多い。上層部の玄武岩集塊岩等は割れ目が多く、雨水を透し易く、この水は下層の第三紀層に達し、この層の頁岩泥岩等を風化し、粘土化して、滑動し易くなり、この土層の上層部が自らの重力ですべり落ちる、いわゆる「北松型地すべり」と言われるものである。これを模式化すれば次のようである。

△雨水の浸透と岩石の風化▽

玄武岩には縦の割れ目が多いのでこわれやすく、また水を透し易い。第三紀層の頁岩や粘板岩または凝炭岩は水を含んでふやけて粘土化する。この地すべり粘土が直接原因となる。

雨水の浸透と岩石の風化



△き裂と地すべり粘土の発達
 地すべりの最初の兆候はき裂の発生である。

地すべり粘土の上には想像出来ない程の重圧が加わって居り、傾斜地であるので、地すべり粘土を境にその上部が徐々に動き始める。

その時、地上にはき裂が出来、地下では地すべり粘土が水みちの所に移動集中してすべり面を拡大する。すべり面の地表に出る所では新しい

湧水を生じたり、古くからの井戸や泉は反対に枯れたりする。

△危険状態の出現▽

き裂が次第に拡大し、地すべり下部には水田や宅地の地ぶくれや石垣の押し出しあるいは崩れを生じる。またこれらとともに新しい湧水に濁りがふえ、地下水の浸蝕によって小規模な陥没穴ができることもある。

△大地すべり発生▽

長雨や豪雨のあと、き裂の個所から浸透した雨水が飽和状態となり、地すべり粘土が多量にできあがり、下端部が隆起し上方部が落下しつつあった地塊が自らの重量で安定を失い、地下水と地すべり粘度を押し出しながら一瞬の間にすべり出す。これが地すべりの第一次運動である。

△落下崩壊▽

すべり出してはね上った部分は大音響とともに落下し、斜面をけずりながら、家や樹木をおおい、さらにすべり落ちる。これが第二次運動であって、伊万里市人形石山の場合は急傾斜であったため、この第一次・第二次運動はわずか一〜二分で終わった。また地すべりによって出来たがけから、多量の地下水をふき出す。

△安定停止▽

すべり落ちた土石が安定した勾配に近づくにつれて速度がゆるやかになり、遂に静止する。

しかしその後降雨や地下水によって、さらに落下と沈下を行い、安定するまでには一年間ほどかかる。

本県における地すべりの戦後の主なものは、二十六年二月伊万里市山代町乙女（死者三人、家屋倒壊一九戸）、二十八年六月東松浦郡切木村

過去（戦後）において発生した主な地すべり

災害地	発 生 年 月 日	場 所	地 質	降 雨 量	被 害 状 況			
					死者 (人)	負傷者 (人)	家屋 埋没 (戸)	耕地 埋没 (ha)
乙 女 地すべり	昭和 26.2.16 夜明	伊万里市山代町	玄武岩および岩屑 ・基岩 第3紀層	93…伊万里 (2.6~16) <small>(mm)</small>	3	—	19	50
瓜ヶ坂 地すべり	28.6.28 15時30分	肥 前 町	玄武岩質、火山灰 や風化物柱状節理 の発達した熔流か らなる	1,186…入 野 (6.17~28)	26	7	7	—
人形石山 地すべり	32.7.6 16時頃	伊万里市山代町	玄武岩および岩屑 基岩 第三紀層	568…伊万里 (6.21~7.6)	7	1	12	9
亀の浦 地すべり	37.7.8 8時30分	太 良 町	安山岩・角礫凝灰 岩・玄武岩の熔岩 台地	1,134…大 浦 (7.1~7)	30	27	28	4
谷地区 地すべり	37.7.8 5時40分	牛 津 町	玄武岩の碎屑で形 成された粘質壤土	597…佐 賀 (7.1~7)	2	14	3	1

(注) 降雨量は、地すべり発生時までの累積雨量、()内はその期間

(肥前町) 瓜ヶ坂(死者二人、負傷者七人、埋没家屋七戸)、三十二年七月伊万里市人形石山(死者七人、埋没家屋二戸)、三十七年七月藤津郡太良町亀の浦権現山(死者三〇人、負傷者二七人、家屋埋没二八戸)などである。

しかし他県にくらべ一般に小面積のものが多く、大部分が大雨に直接の誘因をもち、六、七月の梅雨期の発生が最も多い。

本県における地すべりで最も多い型は次の二つである。

- 一 碎屑地すべり 地表の碎屑堆積物が、基盤岩上を徐々にかつ継続的にすべる場合で、基盤の傾斜が急な場合は地すべり速度は大きい
- 二 岩盤地すべり 基盤の岩石自身が岩層面をすべり面として急速にすべる場合である

対策事業 二十六年の地すべりから、災害復旧事業の一環として断片的に実施されてはいたが、本格的に地すべり対策事業が実施されるようになったのは、三十二年七月の人形石山地すべりの後であった。同年八月十五日公布の地すべり等危険地域における家屋移転の助成に関する条例により、県単独事業として、家屋の移転のための資金に対する利子補給を実施し、また県地すべり対策審議会を設置し、地すべり対策についてなみなみならぬ熱意を示した。

特に県条例は本県が全国にさきがけて地すべり地域内の危険家屋の移転を促進するためのものであったので、これが導火線となり、三十三年地すべり等防止法が制定公布された。

県条例による地すべり指定地域は、三十二年にこの条例が施行された当時、六五地域で、その面積は二〇一ha、家屋数六八二戸、指定地域居

区分	林野	建設	農地	計	県条例により指定された地区数	危険家屋数
地区数	39	53	20	112	383	1,869戸
面積 (ha)	1,222	625	353	2,200	—	—

住人口三、八六五人であった。

国の地すべり防止法による地域指定は、その地域内の山林・耕地・家屋・公共施設・河川等の実態にしたがい、主務所管が体系づけられ、河川関係、土地改良関係、林務関係に区分され、緊急を要するものから逐次地域の指定申請を行い、防止計画が樹立された。指定は地区数一二地区で、そのうち河川関係五三、土地改良関係二〇、林務関係三九となっている。

地すべりは、その原因が風化した地層が要因であり、降水などによる地下水が誘因であるところから、その根本的な防止工事は技術的に大きな困難性を持ち、また多額の工事費をともなった。そこで緊急の場合は、家屋・農業施設の移転など、まず現場からの避難を最優先とし、防止工事については原因等を十分に解明して、最小の工事費で最大の効果をえられるような防止工法が採用されることとなった。

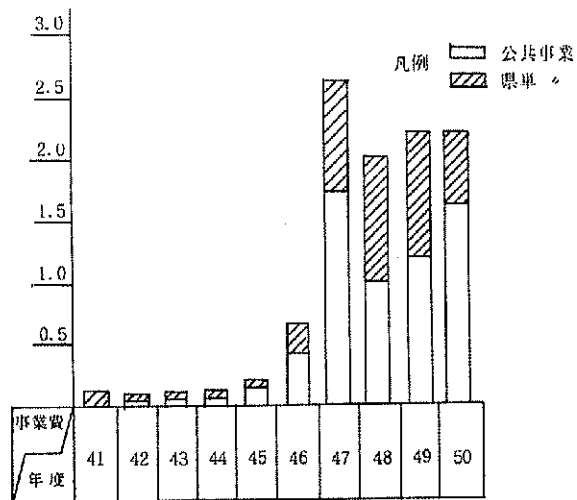
施行された地すべり工事の主なものは三十年に伊万里市黒川花房地区で、耕地関係事業として施行され、三十二年には伊万里市東山代の川内野地区で河川関係の工事としてボーリング・水路・サイフォンの工事が行われた。また、伊万里市古子地区についても三十三年度から耕地関係事業で工事が施行され、

三十五年

度に完工した。一方、

林務関係では三十四年に富士村上熊川、多久市西高木川内および片桐、伊万里市大黒川、

急傾斜地崩壊対策事業



浦など八か所を、三十五年には上熊川、片桐、萱村の工事を前年度に引き続き行うとともに新たに厳木町瀬戸木場、相知町佐里の二か所を加え計五か所で、三十六年度には継続事業四か所に新たに東高木川内・大黒川の二か所を加えて、防止工事を行った。

このように人家の密集している所では擁壁工、ボーリング工を主体に、その他の地域では、排水路、杭打工、集水暗渠等を施し、四十三年度末までに九一区域・一、五六三haに対して総額一〇億七、二四五万円を投じて地すべり対策事業を行い、その防止につとめた。このような防止対策事業も地すべりについては絶対的な効果を持つものとは言えなかつた。そこで地すべりの危険地域の災害防止の事前対策として住民の生

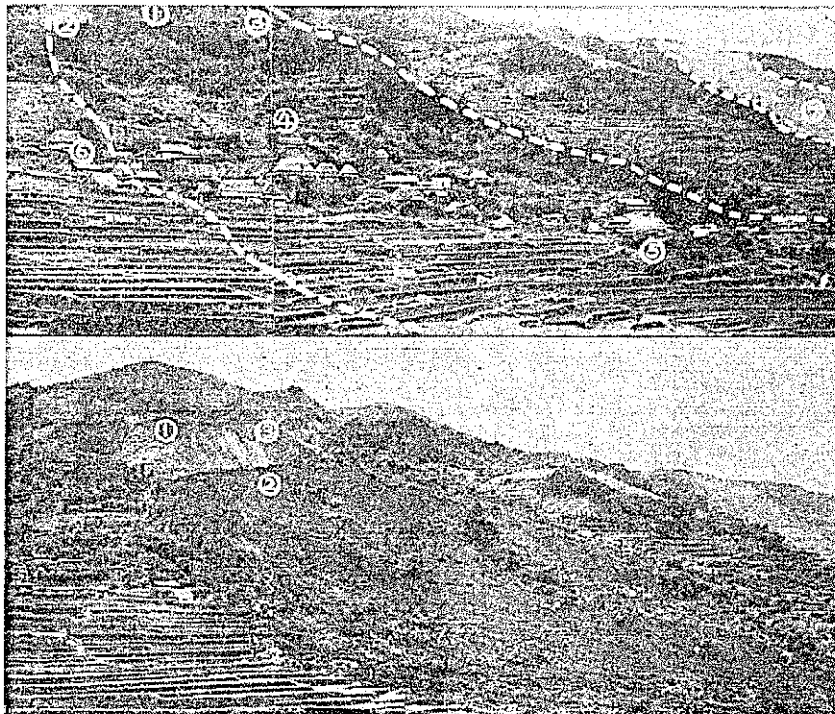
命財産に対する直接的な被害を最小限度に防止するため、危険な区域からの立ち退きの促進を、地すべり等危険地域における家屋移転の助成に関する条例に基づき行った。しかし、地すべりの発生の時期を明確に予知することがむづかしいこと、地すべりの活動が比較的安定している危険地域住民は切実な危機感が薄いため、土地に対する執着が強く、また、自己資金の不足、融資金の償還能力がない等の経済的な問題などからみ、この条例の適用をうけて移転するもの数は意外に少なかった。そこでこの条例に三十七年、補助金交付制度が加えられ移転促進が充実された。

なお、地すべり防止区域に指定されている伊万里市山代町乙女・西大久保・平古場地区が長崎県との県境にあるところから長崎県側の防止区域とともに二次的すべりの徴候があり総合的な施行が必要のため、四十年から国の直轄治山事業として施行されることとなり、県は毎年度その負担金を支出し、五十一年度で概成することとなっている。なお、直轄治山事業の事業費は五十一年度までで一億円に達した。

人形石山地すべり 伊万里市山代町西大久保の人形石山（長崎県境海拔四二七m）は、これに接する人形石山北斜面の同町西分乙女に、二十六年二月十六日に地すべりが起り、死者三人、家屋全半壊一九戸、耕地埋没五〇haの被害を出していることから、かねて地すべりの危険性が指摘され、その対策が打たれつつあった。

三十二年五月六日頃人家のすぐ裏の軒下に直径一m程度の陥没穴が生じ、また山腹のあちこちに地割れが観察され始めた。六月二十一日頃から断続的に長雨があり、七月六日までに総雨量五六八mmにも達した。その日は雨も一時やみ、明るい青空が久方ぶりに顔をのぞかせた午後、か

ねて避難していた住民も、たまたま田植の時期で自宅に帰っていた。公民館にはスピーカーが備えつけられて、部落民全員退避の準備がなされていた。四時十分頃突然山腹の小石がころがり落ちて来た。と同時に山腹三五〇m付近から、幅一五〇m、延長五〇〇m、一〇〇万m程の土砂が突然大音響とともに一瞬にくずれ落ち、尊い七人の人命を奪い、負傷者一人、人家二二戸、非住家八棟、公民館一棟、水田五町二反、畑二



人形石山の地すべり

町、樹園地一町八反、山林四町二反を土石流の中にのみこんで流してしまつた。そして佐代川をせき止め、その後その下流まで被害を与えた。被害額は当時二億円と推計された。

翌日はまた雨で、雨をうけて行方不明者六人の発掘作業が、地元消防団、長崎県からの応援団等三〇〇人程度で始められ、県警本部機動隊、自衛隊の機械化部隊も参加したが、十四日一人不明のまま捜査は打ち切られた。六六人の被災者は近くの小学校に緊急避難し、さらに浦之崎の元経理学校跡を仮宿泊所とした。この地すべりに居合せた新聞記者は当時のもようを次のように報道している。

「明るい青空が久方ぶりに顔をのぞかせた六日午後、記者はかねて危険視された人形石山に登った。まず山腹でわき出る水が、真赤ににごっているのを発見した。地下水が濁れば地すべりの前兆である。山口太一さんから約六〇m位の高さの所で、落差三〇cmの亀裂を発見、長さは約一〇〇mを越すだろう。同行の部落の人達の話では、今朝見回った時には、こうまではなかったという。さらに山頂へとめざす。

去る四月、伊万里市で打ち込んだボーリングの横穴からは、赤い水がチロチロ出ている。山頂に至るまで無数の亀裂がある。立木はあちこちで自然に傾斜している。「危険寸前の様だ」と直感した。三時半頃から下山。登る時に埋めたばかりの亀裂が、再び黒い割れ目を見せている。穴の深さを棒で探るが、底なしの穴だ。部落の公民館がすぐそこに見えて来た。「何か災害速報のスピーカーが呼んでいるなあ」と思うが、風の真合でよく聞きとれない。部落近くにたつたやいとわかつた。「危険地帯の人は、なんにも持たずに逃げてください」と、語調は緊迫した響きをもっている。部落の平道に降りた。私達は、何かが起こつただと公民館へ足を早める。附近の杉林がメリメリと音をたてた。とっさにカメラを向ける。瞬間、ゴーンと物すごい地鳴りがして林が動く、山が動く。中腹が

さけて、毒蛇の舌にも似た赤土が吹き出して、目の前の山一面が赤はだをさらけ出して黧いかかって来る。「早く逃げてください」とスピーカーが叫ぶ。腕時計は三時五五分。約三〇mの水田の向うの石垣の下で、十才と四々五才位の少女が不安げに、鋭い悲鳴をあげた。カメラのシャッターから手を離して横にとび出す。山に追われる気だ。「なぜあの瞬間にカメラに……」と後悔したが、記者の使命も何もあつたものではない。ただ危険地帯を脱出することが私の全神経であつた。後を追って逃げてくる人は数少ない。スピーカーは沈黙した。立ち止って振りかえれば、巨大な赤土は、林も家も公民館を押しつぶしていく。部落上空は砂ほこりにおおわれてしまつている。何もかもおおいつくす悪魔の叫び声だ。

山くずれは二段に襲つた。四時十分頃、突然山腹の小石がころがり落ちて来た。五月七日部落から約一五〇mの上方に発生した亀裂と思われる所の附近が最初にくずれ、続いてドロドロの泥土の先端が、田植えの終つたばかりの水田を次々に埋めていく。佐代川は遮断され、水田に氾濫し、真赤なドロ海と化して流れていく。――」

七 急傾斜地崩壊対策

山地が大半を占めるわが国では、農村・漁村が、その生産、立地条件上、古くからがけ下に集落を形成する宿命的なもの、また都市化に伴うスプロールによる自然の無秩序な破壊等により、いわゆるがけ崩れによる災害がひん発し、人命財産に大きな被害を与えている。

がけ崩れは、急傾斜地が豪雨、地震等によって急激に崩れる現象で、被害範囲は、比較的狭いが、人身災害が非常に多いのが特徴であり、最近では全国的に災害によるがけ崩れ等の死傷者が第一位を占めている。急傾斜地崩壊防止事業は、四十二年度から国庫補助が制度化された。

本県においてはがけ崩れによる被害が、近年増加の現象にあったため、国にさきがけ県単独事業として四十一年度からこの防止工事を実施していた。

従来は砂防法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法など各法が目的の範囲内で対策を講じてきたが、がけ崩れに対する統一的な対策として、四十四年七月一日、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が制定された。これによって「急傾斜地の崩壊を防止し、被害の軽減をはかりかつ、警戒避難体制を整備する等の措置を行うため、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他のものに危害が生ずるおそれのあるもの、および隣接する土地のうち、崩壊が助長誘発のおそれがないよう有害行為の制限を要する」区域を、都道府県知事が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、諸施策を実施することとなった。

四十七年に行った一斉点検による県下の急傾斜地危険か所は、人工がけを含め約一、二〇〇か所あり、このうち五六か所を五十年程度までに危険区域に指定した。この指定区域内の保全戸数は二、八八六戸で面積は二六六・二haとなっている。急傾斜地崩壊対策事業は、まづ人命の保護にあり、財産等の保護は考えられていない。

本県では、法制定により、四十二年豪雨により大きな被害を受けた県西部を中心に、この防止工事を実施してきた。五十年程度までの総事業費は、補助事業で六億一、五〇〇万円、県単独事業で三億二、五〇〇万円となっている。

八 鉱害復旧

本県における石炭採掘の歴史は古く、今から二六〇年前の享保年間（西歴一六九五年）に北波多村で、県内最初の石炭が発見され、以来日本経済の発展と産業の動向をめぐって、幾多の盛衰の歴史を繰りかえした。四十七年現在の鉱区面積は、一、六六〇haで、県総面積の六九%にもおよび、埋蔵量は一〇億tといわれ、最盛時には杵島炭鉱ほか六六の炭鉱が採掘していた。

終戦後の鉱害地の惨状は、太平洋戦争中の石炭増産の強行による鉱害、それに加えて戦後の石炭不足に應える増産続行により一層ひどくなり、その鉱害は激じんをきわめ放置しえない状態となった。このため、鉱害農地等が復旧に適し、かつ、公共の福祉のた



鉱害のため陥没した水田（江北町）

め、急速に復旧する必要があるものを特別鉱害として認定し、その急速かつ計画的な復旧を目的として、二十五年五月、特別鉱害復旧臨時措置法が制定された。また、復旧財源は、国、県、鉱業権者（納付義務者の資力、その他の事情を考慮してその額が定められた）をもってまかなわれた。

二十七年には、一般鉱害についても特別鉱害と一体不可分の関係があり、鉱害対策は、国土の有効な利用および保全ならびに民生の安定をはかり、あわせて、石炭鉱害および亜炭鉱業の健全な発達に資するため、鉱害を計画的に復旧することとし、八月に臨時石炭鉱害復旧法が制定され、特別鉱害復旧臨時措置法は廃止された。

県内に残存する鉱害量は、復旧費で、五十年末現在、農地等三七八億円、家屋等七二億円、その他公施設等二五億円で、合計四七五億円と推定されている。これは全国鉱害量二、七〇〇億円に対し、約一八%を占め、福岡県について全国第二位となっている。

本県における農地家屋等の鉱害復旧額は、二十七年七〇〇万円、三十年代八、二〇〇万円、四十年代四億五、三〇〇万円、五十年代三〇億八、〇〇〇万円と順次増加し、五十年代末現在の復旧額は一九四億円となっている。しかし、二十七年の臨鉱復旧制度創設以来、二十数年経過しているにもかかわらず、復旧進度は県内鉱害量の五〇%にすぎず、進度の遅延は著しい。

九 地盤沈下

本県の地盤沈下については、「第九章生活環境の整備、八環境の保全」

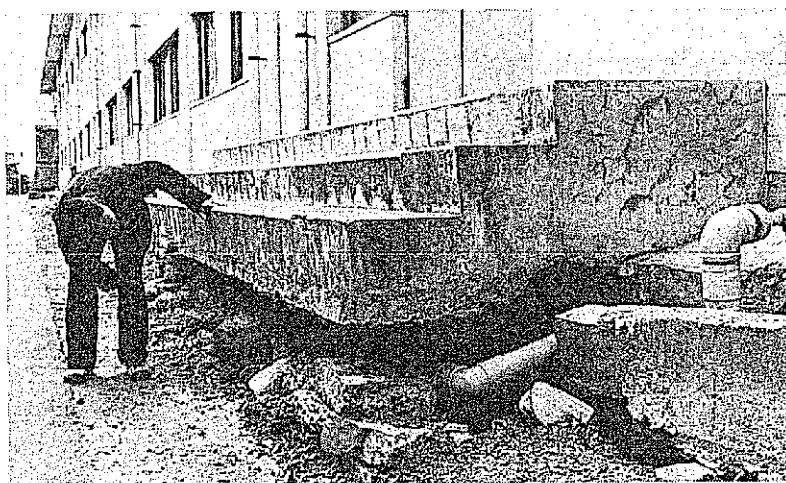
で述べているように、地盤沈下の誘因は軟弱地盤地域での地下水の汲み揚げによるものであり、有明海沿岸の沖積平野部に属する白石町を中心とする平野部と、佐賀市およびその周辺地域において顕著に現われている。

この地盤沈下は、明治時代から少しずつ現われていたが、急激な沈下のきざしは、昭和三十年頃からである。このため、

復旧対策として、沈下の誘因となっている地下水の汲み揚げを防止し、水

源対策として地下ダム構想等についても検討がなされたが、抜本対策とはいえなかったため、代替水源対策を筑後川下流土地改良事業で実施することとして、県は、三十六年度から地表水、地下水、用排水、系統水利慣行の各調査および地下水注入試験等を五十年末までに二、一〇〇万円を投じて実施するとともに、

- 一 地盤沈下による潜水被害を防止するために必要な排水施設（排水、樋管、および排水ポンプ）の新設改修



白石中学校の地盤沈下（昭和49年5月）

- 二 放置すれば多大の被害が発生する恐れがある農業用施設の復旧
- 三 区域内の関係河川の主として、排水ポンプによる流域内の排水
- 四 排水路、排水施設、道路、橋りょうおよび河川の復旧を行うこととした。

この復旧として、只江川の復旧事業が四十九年度から総事業費三三億五、〇〇〇万円で行われた。この事業は只江川末端に排水ポンプ三基の設置および河道の整備を行うもので、五十年末までに八、〇〇〇万円を投じて排水機場の基礎地盤改良工事を行い、第一期工事として五十年までに排水機場土屋の建設と排水ポンプ一基の設置、導水路、海岸堤防のつけ替等の工事が完了することとなっている。またこの他福富川、白石川等六河川について一一二億円を投じ河川の復旧が行われることとなっている。また農地関係については、五十一年から六十年を目標に、用排水路工事一四三億円を投じて復旧することとなっている。

十 海岸保全

(一) 海岸の現況

わが国土は、北海道、本州、四国、九州および周辺の島からなっているため、海岸線の形状が極めて複雑で延長も非常に長い。全国的に海岸線の状況を見ると、本県は三〇位で三六四kmあり、うち保全区域指定延長は一七八・五kmとなっている。

本県は、北部は玄界灘、南部は有明海の二つの海に接している。北部玄界灘は屈曲に富んだりアス式の自然海岸であり、冬は季節風のため波

浪は高いが、唐津・伊万里・呼子等天然の良港をかかえ、背後地は丘陵地帯で平地が少ない。また、唐津海岸は、四十年代後半になり、海岸侵食が顕著にあらわれている。海岸保全区域の約三八%にあたる六九kmが玄海側の海岸となっており、一部に農地保全区域がある他は、ほとんど港湾・漁港区域となっている。

一方、南部の有明海岸は年間に三cmに達する浮泥堆積のため、わが国多数の干拓適地となっており、干拓事業によって造成された人工海岸が主体である。有明海は最高潮位六mで、普通の時でも満潮時には三・三mとなるので、平野の大半は潮位より低く海岸堤防は異常潮位を防ぐ程の高さが無い。その上、有明海特有の濁土のため、地盤が軟弱で安定性に乏しく、年々沈下し、排水樋門の機能低下、波浪による漏水、侵食がはなはだしい。

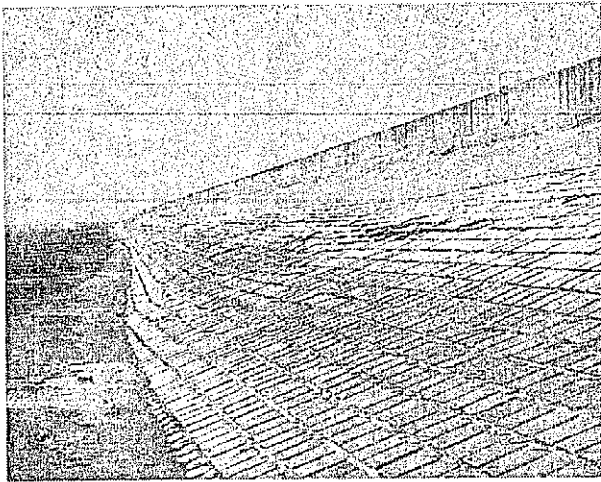
このため、背後地は常に高潮の危険に直面し、人命財産の被害におびえている。背後地は、五万haにおよび、そのほとんどが標高五m以下である。有明海沿岸の海岸保全区域は、一〇九・六kmで、玄海にくらべほとんどが農地保全区域となっている。

(二) 海岸保全区域の整備

海岸保全事業は、二十五年、国において海岸保全法の立案に着手したことに始まる。同年から高潮防禦事業、海岸堤防改修築事業に国庫補助がなされ、また、二十七年からは、海岸侵食対策事業、海岸局部改良事業、災害復旧事業に補助がおこなわれた。二十八年には、これら補助事業と並行して、海岸保全法が国会に提案されたが廃案となり、三十一年にようやく海岸法が公布された。この法制定により、県の海岸について

も、その管理体制が明確にされ海岸保全事業もようやく本格化し、三十年四月海岸保全区域の指定が行われた。この海岸事業の所管には、建設省、運輸省、農林省の三省があるため、この関係省相互間による整備の連携の強化がはかられた。

本県においては、建設省所管分として、二十五年から直轄海岸となる三十四年度まで、五億七、〇〇〇万円を投じ事業が実施された。また、三十一年には、福富海岸、鹿島海岸、三十四年には、再び福富海岸、芦刈海岸、有明海岸と破堤を見たので、災害復旧事業として六億七、八〇〇万円を投じ復旧された。その後、三十五年度から有明海岸は「建設省直轄保全施設整備区域」に指定され、堤防最終目標を七・五mとし、一〇億六〇〇万円を投じ整備が急がれているが、五十年度現在、第一期



補強された干拓堤防

計画の六・一mまで完成
を見ている。

一方、玄海側は、侵食のはげしい浜崎海岸を四十六年から二、五〇〇万円を投じ、突堤一五基を設置したが、効果が顕著でないため、四十九年から離岸堤九基を試み、侵食の状況を勘案しながら事業費一二億円をもって、完工する予定である。

運輸省所管分としては、三十九年から四十五年の七年計画では、老朽護岸の堤防かさ上げとコンクリート張工の補強を中心に伊万里沿岸他五海岸を四億四、〇〇〇万円を投じて整備された。また、その後、四十五年から四十九年の第一次海岸五か年計画で、伊勢湾台風にも耐える本格的な高潮対策事業として取り組み唐津沿岸他六海岸を九億七、〇〇〇万円で整備された。

また、農林省所管としては、三十五年から五十年度までに主として有明海の堤防補強、かさ上げ等のため、事業費三一億九、八〇〇万円を投じ整備するとともに、漁港関係についても、同年度に延七九漁港について一三億七、六〇〇万円を投じ整備が行われた。

十一 防災体制

(一) 県の防災体制

戦後における県の防災体制は、組織上、まだ確立されておらず、災害のつど各部各課において対処していたが、災害情報の収集、被害の取りまとめなど災害事務を特定部門が担当するようになったのは、二十八年六月の豪雨による災害からであり、当時は知事室総務課が担当していた。そして、災害発生時には、知事室に災害対策本部を設けてその対策に当たり、これを規定づけたのは三十年の県災害対策規程の制定であった。その内容は、災害時における、知事を本部長とした災害対策本部の設置、地方支部の設置、対策本部の組織、本部および支部の任務、災害状況報告、連絡体系等を定めたものであった。

次いで、機構改革に伴い、災害事務は、三十年十二月から総務部総務課、三十四年九月から総務部企画課が担当することとなり、三十五年には前述の県災害対策規程の全部改正を行って、その内容の充実をはかり、さらに三十七年五月機構改革により総務部企画課が総務部企画室に改編され、災害事務は企画室が担当することとなり、同年六月規程の一部改正を行って、災害に対処してきた。

三十六年十一月十五日、災害対策基本法が公布されたことに伴って、全国的に、総合的な防災事務を専管する行政機構誕生の機運が広まり、加えて、本県においては三十七年七月県西部地方を中心に多数の人命を失う災害（集中豪雨で大浦地区山津波）が発生したこともあって、同年八月二十二日に総務部に防災課を新設し、従来の企画室所管の災害事務と地方課所管の消防事務をあわせて処理することとし、課長以下五人を配置して防災・消防関係事務の運営指導に当たることとなった。そして、五十年八月一日消防防災課と改称し、現在防災企画係と消防係の二係を置いている。

(二) 災害対策基本法に基づく防災体制

災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進をはかる必要性から制定された。

本県においては、本法の趣旨を現実の防災体制として具体化するため、前述のように防災課を新設するとともに、本法に基づいて三十七年

県防災会議条例、同年県災害対策本部条例等を制定し、防災組織の確立をはかった。

県防災会議は、災害対策基本法第十四条の規定に基づき、本県の地域に係る防災計画を作成し、その実施を推進するための機関として設置されたもので、その所掌事務は次のとおり定められている。

- 一 県の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- 二 災害に関する情報を収集すること
- 三 災害応急対策および災害復旧に関して関係各機関の連絡調整をはかること

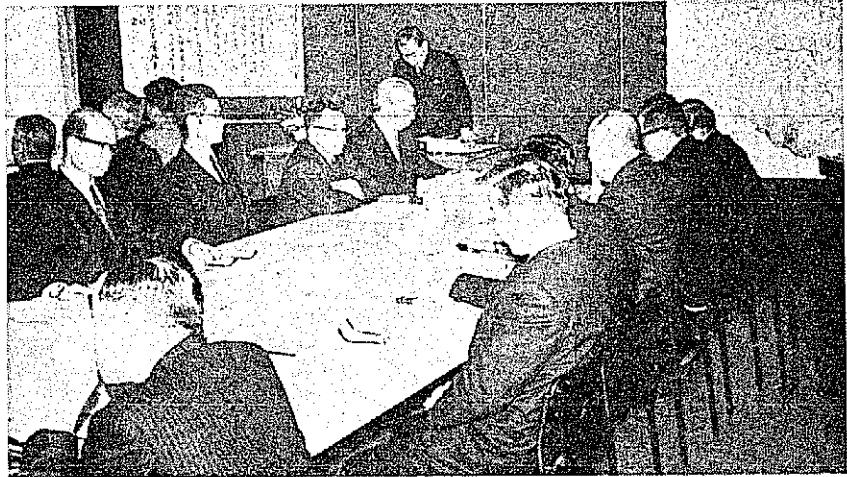
四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること

五 その他法律または政令によりその権限に属する事務を処理することなど

この防災会議は、同法第一五条の規定に基づいて会長と委員で組織され、会長に知事、委員には、指定地地方行政機関の長のほか、防災関係機関の長、県の副知事以下各部長など四三人の委員が充てられている。

なお、三十八年六月七日の防災会議において本県の防災計画が作成され、同年十月三十日に内閣総理大臣の承認を受け、ここに本県の災害予防、災害応急対策および災害復旧に関する計画が樹立され、総合的・長期的視野をもって災害対策が推進されることとなった。この防災計画は、毎年、防災会議において検討を加え必要な修正を行っている。

県災害対策本部は、災害対策基本法の規定に基づいて確立されたもので、その設置は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災の推進をはかる必要があると認めるとき知事が県防災計画の



昭和33年開催された第1回県防災会議

定めるところにより、県防災会議の意見をきいて設置することができることとされている。

本県では、前述のように三十七年十月に災害対策本部条例を公布し、三十八年六月に災害対策本部規程および災害対策本部運営要領を制定して、さきに三十年に制定（三十五年に全部改正）した災害対策規程は廃止した。

また、災害の発生または発生のおそれがあり、災害対策本部を設置する段階にまで至らない場合は、知事は「災害対策連絡室」を設置し、災害に対処することになっている。

なお、毎年、雨期前には、防災会議を開催し、また県および市町村の防災担当者に対する災害対策運営要領説明会を開き災害に備えるとともに、関係機関の協力を得て防災パトロールを実施している。また、風水害、火災、爆発事故等を想定した総合防災訓練、総合消防訓練、高圧ガ

ス防災訓練などを毎年実施している。

（三）水防体制

明治二十一年市制・町村制が施行され、明治二十三年には水利組合条例が制定（明治四十一年、水利組合法に改正）され、水防に関する組織が初めて法制化された。そして、明治二十七年消防組規則が制定（昭和十四年廃止）され、その後、昭和二十二年四月消防団令、同年十二月消防組織法がそれぞれ制定された。一方、明治二十九年には河川に関する根本法である河川法が制定された。

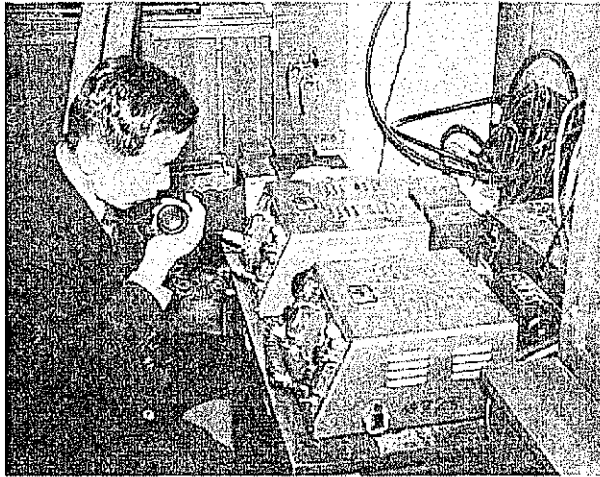
これら消防関係法の整備において水防は、その事務を市町村に、あるいは、河川法において、県に対し、洪水時の水防に関する指揮権を与え、水防責任を負わせることとした。

また、水防活動は消防と合わせ、消防組織法、消防法の規定によるものとした。

しかし、水利組合法および旧河川法における旧態の水防組織の存在、さらに、水防に関する規定を定めてはいるものの、火災における消防活動に重点をおいた消防関係法など問題は少なくなかった。

こうした背景により、水防の重要性を十分に反映し、かつ水防の基本を確立するため、昭和二十四年五月水防法が制定された。

水防法は、その事務を自治事務とし、第一次水防責任は原則として市町村が有し、水防事務を処理するため水防団を設置することができることとした。また、市町村その他市町村の一部事務組合、水害予防組合が水防管理団体とされている。この水防管理団体は常設の消防機関を水防に関し、その統轄下におき水防事務を処理させることができるとしてい



県土木部の水防無線 (昭和35年)

る。本県では専任の水防団および組合等はなく、水防管理団体は市町村それ自体の四九団体である。また、現地での水防活動はそのほとんどを市町村管轄の消防団に委ねている。

都道府県においては、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき第二次的水防責任を有している。このことにより、県内の水防の万全を期することを目的として、二十四年度水防協議会条例を制定し、毎年水防計画を作成してきた。また、知事は水防管理団体のうち水防上公共の安全に重大な関係のあるものを指定することができることから、四十三年に水防管理団体四九団体のうち、佐賀市をはじめとして七市二九町三村の三九団体を指定し、水防計画の作成、水防協議会の設置等について特別の義務を課している。

水防の効果を十分に發揮するためには、気象情報、河川等治水施設の監視、その他水防に関する情報を的確に収集把握し、適切な対策を策定し迅速に適用しうることを根本である。このため、水防通信連絡の確保を期すため、無線通信施設の導入充実をはかってきた。

四十二年に八幡岳(相

知町)に中継局を開局し、四十三年以降、県内水防の本部となる県庁土木部をはじめ、支部となる各土木事務所およびパトロール車にそれぞれ無線機を備え付けてきた。また、県内の防災ダムで農林省関係―河内ダム(島栖市)・岸川ダム(多久市)、建設省関係―岩屋川内ダム(嬉野町)・龍門ダム・有田ダム(有田町)の五か所、および北山ダムにも配置し、現在、固定基地局、固定局、陸上移動局合わせて三〇局となっている。

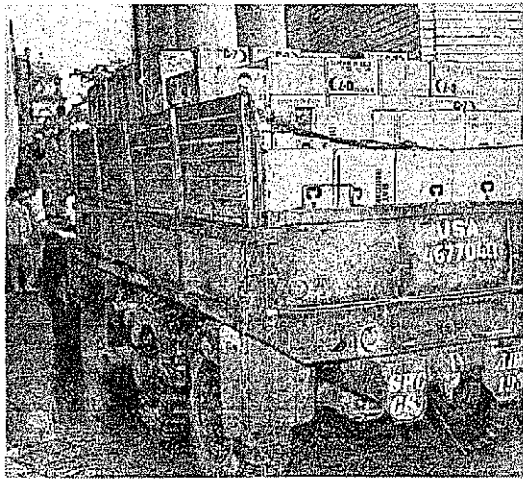
(四) 災害救助

従来、災害救助に関する法律としては、明治三十二年に制定された罹災救助基金法がある。この法律は単に罹災救助基金のみにとどまり、救助活動全般にわたる規定は設けられていなかった。

このため、これらの点を是正した総合的な災害救助に関する法律を制定する必要があると痛感され、政府は昭和二十二年八月第一回国会に災害救助法案を提案、同年十月二日災害救助法が成立し、同月二十日から施行された。

この法律による救助は、災害に際しての応急措置であり、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全をはかることを目的としている。その救助の種類は現在においては、次のとおりである。

- 一 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与
- 二 炊きだしその他による食品の給与、および飲料水の供給
- 三 被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 四 医療および助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理



米軍からの災害救助物資（昭和28年災害）

災害救助法制定後の救助の主なものとして、まず二十八年の豪雨による水害があげられる。この水害は県下全域に災害救助法が適用され、救助も八種類におよび、そのうちでも避難所は延五〇万、六六〇人に供され、応急仮設住宅は二六二戸設置された。さらに、炊きだしその他食品の給与

- 七 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 死体の捜索および処理
- 十一 障害物の除去である

災害救助に要する費用は、まず救助を行った県が支弁することとされ、国ではこの県が支弁した費用の一部について一定の割合で負担することとされている。こうした救助費用の財源にあてるため、県では普通税収入額（前三か年）の平均額の千分の五相当額を災害救助基金として積みたてることとされている。この救助基金は銀行への預金および不時の災害に備えて、救助に必要な毛布、作業衣等の備蓄など、適正な管理運営を行っている。

は延七五万八、八八〇人、被服寝具その他生活必需品の給与は、二万五、〇三三世帯におよぶなど災害救助の万全を期し、これら救助に要した費用は一億四、〇〇〇万円余であった。

また、四十二年の災害では、伊万里市をはじめ三市六町に災害救助法が適用され、救助は一三種類におよんだ。そのうち、避難所は延五、三六七人に供され、炊きだしその他の食品の給与は延一一万九、二六一人に、また飲料水の給与は六万三、八八一人に、被服寝具その他生活必需品の給与は四、二五八世帯におよぶ等、災害救助の万全を期し、これら救助に要した費用は二、七八〇万円であった。

五十年度末の災害救助基金積立額は四、八一五万八、〇〇〇円で、そのうち災害救助の備蓄物資は、毛布五、一四九点、ふとん一・五組、作業衣等二、六六一着、地下足袋一五三足、蚊帳三三三点、タオル一二二枚等計一〇品目、八、一二五・五点、四六〇万円となっている。

災害救助物資備蓄状況

（金額の単位：千円）

年 度	被服寝具類		生活必需品		学用品類	
	点	金額	点	金額	点	金額
40	7,518	4,071	551	11	1,000	27
45	8,342	4,535	3,011	254	995	27
50	8,122	4,600	—	—	—	—